

## 1. 男女が共に生きるまち八王子プランの達成度の評価について

### (1) プランと達成度の評価

男女共同参画を推進するため、本市では行動計画を策定し、取り組んでいます。その行動計画が「男女が共に生きるまち八王子プラン」（以下「プラン」という。）です。

「プラン」は、男女共同参画を推進するための施策を体系化したものです。「プラン」は人がひととして尊重され、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の形成をめざすことを目標とし、この目標を実現するために5つの主要課題を設けています。そして5つの主要課題を達成するために、それぞれのもとに合わせて14の課題を設け、それぞれの課題に2～7の具体的な施策をかげています。さらにそれらの施策を実現するために125の事業を定めています。

このようにプランは「目標」―「主要課題」―「課題」―「施策」―「事業」と、ツリー状の体系をなしています。3・4ページの図は、目標から施策のレベルまでを体系図にしたものです。

プランはどの程度達成されたかを客観的に評価することが必要です。それによってどの分野で男女共同参画が進んだか、あるいは進んでいないか、どういう事業が効果的か、あるいは効果的でないかが明らかになり、次に取り組むべき課題等もはっきりしてきます。このように評価には重要な意味があります。

本市では、平成16年度から所管課による自己評価、男女共同参画施策推進委員会による第三者評価、数値による客観評価の3つの方法による評価を実施しています。これは、プランの各事業を、一定の基準にしたがって評価し、その結果を次年度以降に反映させるしくみです。

効率的な行政運営をめざすためにはプラン（計画）⇒ドゥー（実行）⇒シー（評価）というプロセスが大切です。計画を立てて実行したら、その結果を評価して、計画を改善し、実行する…という循環が大切です。それをマネジメントサイクルと言います。

本報告書で行う評価は「男女が共に生きるまち八王子プラン」のマネジメントサイクルにおいて、シー（評価）の部分に位置づけられるものです。

男女共同参画施策を推進するためには、市民の方々に、男女共同参画について理解していただくことが重要です。そのためには、まず、八王子市が、どのように事業を進めているのか、また、どれだけ進んでいるのかを知っていただくことが必要です。

このようなことから、今般、評価の結果を市民の皆様公表します。そして、市民の皆様意見に耳を傾け、施策に反映させていきたいと考えています。

### (2) 評価の方法について

プランの達成度を評価するためには、だれが何を評価するかによって複数の方法が必要となります。そこで、ここでは3つの方法を用いています。それは①指標と数値目標に

よる評価、②八王子市男女共同参画施策推進委員会による評価、③担当所管課による個別事業評価の3つです。

- ① 指標と数値目標は、プランが目標とする「人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の形成」がどの程度実現したかを示す客観的な尺度です。
- ② 男女共同参画施策推進委員会による評価は、プラン全体に対する外部からの第三者評価です。
- ③ 担当所管課による個別事業評価は、プランを構成する125の個別事業のそれぞれについて、担当者自身が行う自己評価です。

## 2. 指標と数値目標

この評価においては、プランの達成度を示す数値を、数値目標と指標にわけています。

数値目標と指標の違いは、数値目標は市役所の努力によって達成可能なもの、指標は社会状況によって大きく影響され市役所の努力によっては必ずしも達成できないものとしています。

プランの達成度を評価するため、14の課題のうち、「国・東京都への要望」を除く13の課題について、11の指標と3つの数値目標をもうけています。これらの指標と数値目標は、3・4ページの体系図の中に示してあります。

男女が共に生きるまち八王子プラン 体系図

主要課題

課題

施策

1 男女平等と共同参画の意識づくり

(1) 学校等における男女平等に関する意識づくりと環境整備

指標 小中学校の女性管理職の割合

- ① 幼児教育における環境づくり
- ② 教育内容の充実
- ③ 学校運営の充実
- ④ 教育の場における男女平等体制の整備

(2) あらゆる場における男女平等に関する学習の推進

指標 性別による役割分担意識にとらわれない人の割合

- ① 学習機会の拡充と情報提供の充実
- ② 学習しやすい環境の整備
- ③ 大学との連携強化
- ④ 家庭における男女平等の意識づくり
- ⑤ 行政における男女平等の意識づくり
- ⑥ 男女共同参画推進のための意識の啓発
- ⑦ 男女共同参画推進のための調査・研究

(3) 人権を尊重する意識の醸成と擁護

指標 DV被害を受けた人の割合

- ① 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ② 人権の尊重と性に関する基本的認識を深めるための啓発と学習
- ③ 人権の尊重に基づいた相談と援助

2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

(4) 政策・方針決定過程への女性参画の推進

数値目標 審議会等への女性の参画率

- ① 審議会などへの参画の推進
- ② 行政運営への参画の推進
- ③ 政治参加への意識づくり

(5) 家庭・地域における男女共同参画の促進

指標 町会・自治会長への女性の参画率

- ① 家庭における参画の促進
- ② 地域活動への参画の促進
- ③ 市民協働・ボランティア活動への参画の促進

(6) 国際理解・国際交流を通じた男女共同参画の促進

指標 女性差別撤廃条約の用語周知度

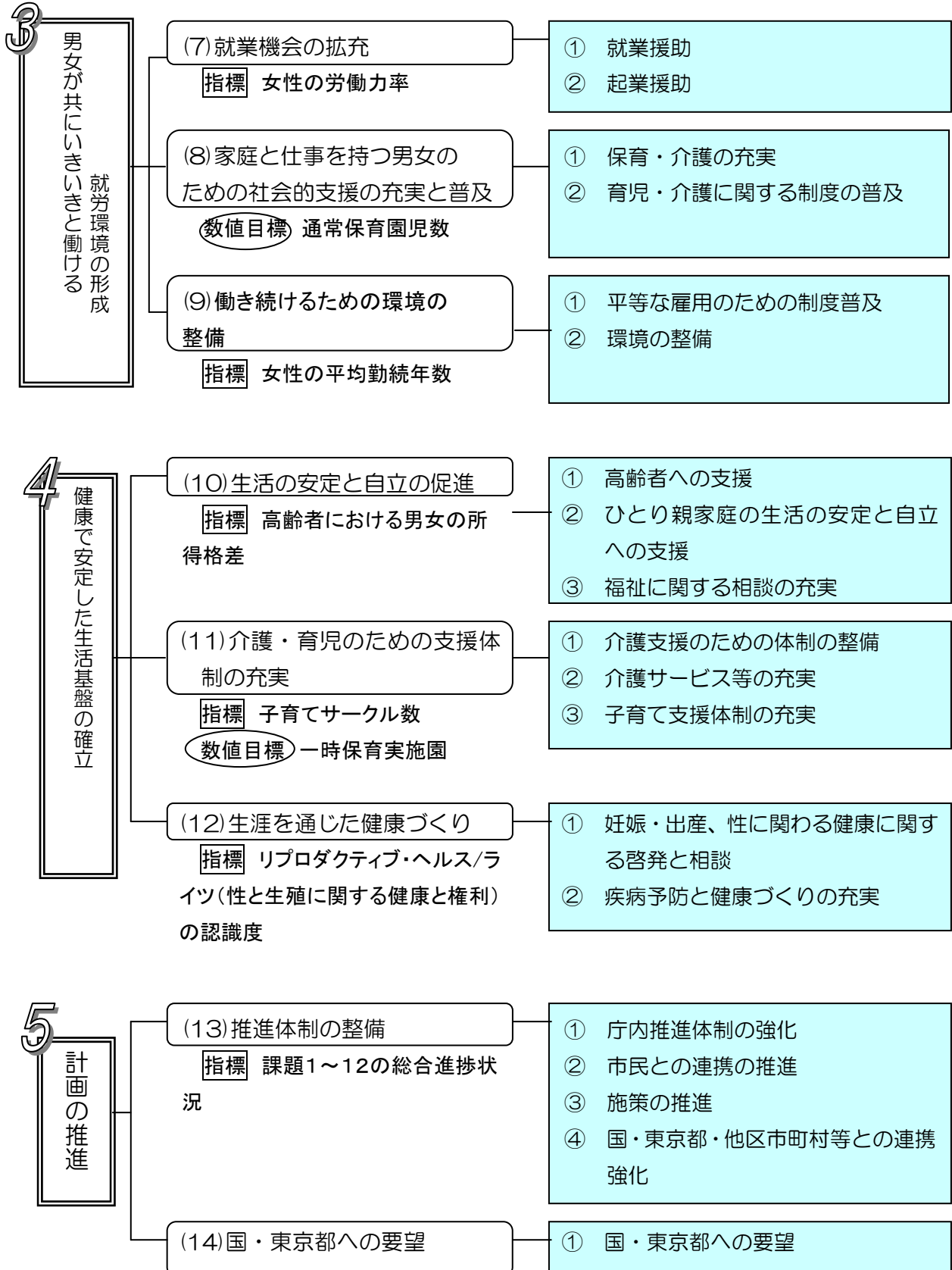
- ① 国際理解に関する学習機会の拡充
- ② 国際交流の推進

目標 人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の形成をめざして

主要課題

課題

施策



課題別の指標と数値目標

	課題	指標	数値目標
1	学校等における男女平等に関する意識づくりと環境整備	<p>小中学校の女性管理職の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市内の小中学校における、女性の校長及び副校長の占める割合</li> <li>➤ 前回の数値 17.6% (19年度末現在指導室)</li> <li>➤ 現在の数値 17.6% (20年度末現在指導室)</li> <li>➤ 教育の場における男女平等体制の整備が進むことにより、女性の管理職が増えて、学校教育に女性の視点が生かされることを目指します。</li> </ul>	
2	あらゆる場における男女平等に関する学習の推進	<p>性別による役割分担意識にとらわれない人の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 家事・育児・介護について、女性（男性）が中心に関わるべきであると答えた人の割合</li> <li>➤ 前回の数値 12.8% (平成14年度 「生涯学習・男女共同参画にかかわる意識調査」)</li> <li>➤ 現在の数値 18.4% (平成19年度 「男女共同参画市民意識実態調査」)</li> <li>➤ 性別によって役割を固定するのではなく、そのときの状況に応じて男女ともに関わっていくという意識の人が増えることを目指します。</li> </ul>	

3	人権を尊重する意識の醸成と擁護	<p>DV 被害を受けた人の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 配偶者又は交際相手から何度も暴力を受けた体験者の割合</li> <li>➤ 前回の数値 22.7% (平成14年度 「生涯学習・男女共同参画にかかわる意識調査」)</li> <li>➤ 現在の数値 18.2% (平成19年度 「男女共同参画市民意識実態調査」)</li> <li>➤ 啓発などにより、DVは人権を侵害するものであることを周知し、暴力を何度も受けた人の割合を減らすことを目指します。</li> </ul>	
4	政策・方針決定過程への女性参画の推進		<p>審議会等への女性の参画率 目標(24年度末) 50%</p> <p>20年度末の数値 32.7%</p>
5	家庭・地域における男女共同参画の促進	<p>町会・自治会長への女性の参画率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市内の町会・自治会の女性会長の割合</li> <li>➤ 前回の数値 9.2% (平成19年度 協働推進課)</li> <li>➤ 現在の数値 9.3% (平成20年度 協働推進課)</li> <li>➤ 地域の活動に参加している女性は多いものの、意思決定の場に参画している女性はまだまだ少ないことから、会長に女性が占める割合の増加を目指します。</li> </ul>	
6	国際理解・国際交流を通じた男女共同参画の促進	<p>女性差別撤廃条約の用語周知度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現在の数値 24.1% (平成19年度 「男女共同参画市民意識実態調査」)</li> <li>➤ この条約は、性による差別禁止の原則を具体化したものであり、条約に批准した各国もこの条約に基づき男女共同参画に関わる施策をすすめていることから、条約の周知度の増加を目指します。</li> </ul>	

7	就業機会の 拡充	<p>女性の労働力率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市内15歳以上の女性に占める労働力人口（就業者・失業者）の割合</li> <li>➤ 前回の数値 44.9% （平成12年 国勢調査報告より作成 「統計はちおうじ」より）</li> <li>➤ 現在の数値 45.0% （平成17年 国勢調査報告より作成 「統計はちおうじ」より）</li> <li>➤ 自分の能力を発揮して働くという選択をする女性が増えているほか、男女がともに家計や経済を支えることができるよう、女性の労働力率の増加を目指します。</li> </ul>	
8	家庭と仕事を持つ男女のための社会的支援の充実と普及		<p>保育園児数 目標（21年度末） 9,243人</p> <p>21年3月の数値 9,284人</p>
9	働き続けるための環境の整備	<p>女性の平均勤続年数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市内事業所における女性の平均勤続年数</li> <li>➤ 前回の数値 8.6年 （17年度 東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書より八王子市分データを抽出）</li> <li>➤ 現在の数値 7.9年 （18年度 東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書より八王子市分データを抽出）</li> <li>➤ 男女が性により差別されることなく働きつづけられるよう、女性の勤続年数の増加を目指します。</li> </ul>	

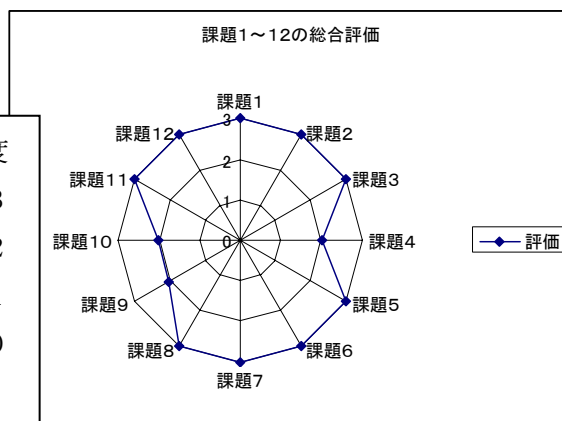
10	生活の安定と自立の促進	<p>高齢者における男女の所得格差</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市内の65歳以上男女の平均所得額の格差</li> <li>➤ 前回の数値 男性 2,869千円 女性 608千円 格差 2,261千円</li> <li>*1人あたり年間所得額 千円未満四捨五入 (平成20年3月31日現在 住民税課)</li> <li>➤ 現在の数値 男性 2,782千円 女性 558千円 格差 2,224千円</li> <li>*1人あたり年間所得額 千円未満四捨五入 (平成21年3月31日現在 住民税課)</li> <li>➤ 経済的に格差が生じがちな女性世帯が安定した生活ができるよう、男性の所得額との格差がなくなることを目指します。</li> </ul>	
11	介護・育児のための支援体制の充実	<p>子育てサークル数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市内における子育てサークル数</li> <li>➤ 前回の数値 70団体 (平成19年度 子ども家庭支援センター)</li> <li>➤ 現在の数値 84団体 (平成20年度 子ども家庭支援センター)</li> <li>➤ 子育てを社会全体でサポートする環境が整うよう、子育てサークルの増加を目指します。</li> </ul>	<p>一時保育実施園 目標(21年度末) 15か所</p> <p>21年3月の数値 12か所</p>
12	生涯を通じた健康づくり	<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の認識度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現在の数値 3.3% (平成19年度 「男女共同参画市民意識実態調査」)</li> <li>➤ 女性は、妊娠・出産という特有の機能がそなわっているため、心身ともに健康な生活を送れるように女性の健康のための権利の1つである用語の認識度の増加を目指します。</li> </ul>	

推進体制の  
整備

課題1～12の総合進捗状況

13

評価度  
A = 3  
B = 2  
C = 1  
D = 0  
に換算



➤ プランの着実な推進を図るために評価度の増加を目指します。

### 3. 男女共同参画施策推進委員会による評価

男女が共に生きるまち八王子プランの達成度の評価について

男女共同参画施策推進委員会  
会長 広岡守穂

八王子市は「男女が共に生きる八王子プラン」にのっとり男女共同参画を推進していますが、その平成20年度における達成度の評価について、下記のようにまとめました。

#### (1) 全体を通して

個別の事業の取り組みは確実に行われています。表1のとおり、計画期間内進捗度がC評価の事業は4つに減り、計画達成に向けて努力がなされていることが認められます。

次期計画においては、C評価の事業をなくすように努力してください。

しかし個別の事業が確実に実施されても、必ず実際に効果があがるとは限りません。目的にふさわしい効果的な事業は何かということを常に模索しつづけることが大切です。

#### (2) 計画の改定とさらなる取り組みが必要な分野

私たちは行動計画の改定に関する答申において、計画の進捗状況と社会状況の変化を踏まえて8つの重点項目をかけた。そして平成19年度の評価の中で「女性に対する暴力の根絶」「男女平等意識の醸成」「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の3点が特に重要であると指摘したところだ。

平成20年度は、これらの課題を見すえて取組が進められたことを評価します。しかし取組の効果がどの程度であったかは、いまのところ必ずしも明らかでなく、今後も課題を見すえて取組を進める必要があります。

#### (3) DV被害者などの支援体制の整備

DV（ドメスティック・バイオレンス）など女性に対する暴力被害の実態は深刻です。これに対して相談体制の充実など積極的な取組がすすめられました。

しかし現状から見るとなお取組は十分ではありません。計画を策定しそれにもとづいて、関係機関の連携体制の強化、民間支援グループの育成など、いっそうの取組を進める必要があります。

#### (4) 男女平等意識の醸成

男女平等意識の醸成について、個別の事業は概ね着実におこなわれています。しかしその目的とするところをみると、効果が認められませんでした。本市が平成19年度に実施した『意識調査』の結果によれば、男女の性別役割について「男は社会女は家庭」という意見に賛成するものの割合が前回調査に比べても全国調査に比べても高くなっています。これからも積極的に啓発活動をすすめる必要がありますが、その際、地域の各種団体と連

携するなど、効果的な取組の手法を見出すよう引き続き努力してください。

(5) 雇用状況の悪化と、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

雇用問題が深刻になっています。主要課題3の分野の取組は概ね着実に行われたと認められますが、これからは一段踏み込んだ取組が必要ではないか検討が必要です。また取組をすすめるに当たって、保育サービスの充実や女性の職業能力向上支援など男女の就業機会の公平や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を念頭においてください。

表1 個別事業評価結果の集計

		(単位：事業)	
	対前年度比較 ( )は19年度実績		計画期間内進捗 ( )は19年度実績
進んだ・完了 (A評価)	19 (24)	順調 (A評価)	45 (39)
やや進んだ (B評価)	126 (119)	おおむね順調 (B評価)	117 (123)
あまり進んでいない 前年同様 (C評価)	21 (26)	やや遅れている (C評価)	4 (7)
全く進んでいない (D評価)	0 (0)	遅れている (D評価)	0 (0)
計	166 (169)	計	166 (169)

※ 評価基準は12ページに説明があります。この表はプランに定める事業の自己点検結果の総計です。

## 4. 事業評価

個別事業ごとに担当所管課が評価シートによって評価しました。評価にあたっては、対前年度実績との比較による進捗状況のほか、平成 16 年度当初と比較した計画期間内の進捗状況の評価を行いました。

また、施策推進委員会における課題別評価については、ヒアリングを行うとともに、平成 16 年度当初と比較した計画期間内の進捗状況を総合的に勘案して判定を行ないました。

### 対前年度比較

#### A 進んだ

例年の進捗と比べて著しく進捗した場合又は事業完了したもの  
(従来実施していなかった事業を新たに立ち上げた場合など)

#### B やや進んだ

数値・事業内容に進捗が見られた場合又は事業が着実に前進しているもの  
(事業実績に現れない創意工夫を行った場合を含む)

#### C あまり進んでいない

前年度と同様の事業内容であった場合  
(事業実績に現れない創意工夫も行わなかった)

#### D 全く進んでいない

該当事業に着手しなかった場合  
(事業着手のための検討や準備を行った場合はCを選択)

※ 創意工夫を行った場合とは、申請手続きの見直しによる簡略化など市民の負担が少なくなる場合

### 計画期間内進捗

#### A 順調

16年度以降目標を達成した、あるいは男女共同参画の視点を踏まえ新規事業を立ち上げた場合など

#### B おおむね順調

数値・事業内容に進捗が見られた場合  
(事業実績に現れない創意工夫を行った場合を含む)

C やや遅れている

16年度と比較して数値・事業内容が同様である場合

D 遅れている

16年度以降該当事業に着手していない又は廃止した場合  
など

# 主要課題1

## 男女平等と共同参画の意識づくり

	課題	進捗度	評価の理由
課題 1	学校等における男女平等に関する意識づくりと環境整備	A	教育の場では研修などを通じ、着実に教職員への意識づくり・啓発が進められており、意識の醸成は一定のレベルにある。 また、行事などは外部評価の導入で見直しを行い、男女平等の視点に立った学校運営が行なわれており、課題の進捗度は相当に達成されている。
課題 2	あらゆる場における男女平等に関する学習の推進	A	学習の推進では、男女共同参画センターをはじめとする関係所管課により、年間を通じて積極的に講座の開催や情報提供が行なわれており、課題の進捗度は相当に達成されている。
課題 3	人権を尊重する意識の醸成と擁護	A	ドメスティック・バイオレンスをはじめとする暴力の根絶や人権を尊重する意識の啓発は、講座の開催や情報提供などにより積極的に行なわれている。また、人権を擁護していく上で重要な各種相談業務についても着実に進められており、課題の進捗度は相当に達成されている。

## 課題 1

# 学校等における男女平等に関する意識づくりと環境整備

### 課題説明

#### ◆ 現状

男女共同参画にかかわる意識調査\*で、「男女平等が望ましいと考えている」と答えた人の割合が8割近くいるなか、「現在、男女平等になっていない」と答えた人の割合は、6割を超えている。

#### ◆ 目指す方向

次世代を担う子どもが、男女平等意識を身に付け、性別による固定的な役割分担意識によらず、個性と能力を伸ばすための環境の整備を行う。

\*「生涯学習・男女共同参画にかかわる意識調査」（平成14年度実施）

### プラン体系

#### 主要課題 1

### 男女平等と共同参画の意識づくり

#### (1) 学校等における男女平等に関する意識づくりと環境整備

#### 施策

- ① 幼児教育における環境づくり
- ② 教育内容の充実
- ③ 学校運営の充実
- ④ 教育の場における男女平等体制の整備

#### <「ゆめおりプラン」との関連>

- NO.13 子どもの健全育成
- NO.19 学校教育の充実
- NO.20 特色ある学校づくり
- NO.21 開かれた学校づくり

### 施策の実施状況

#### ☆ 男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 9 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 10 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 11 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

\*進捗度の評価基準は 12 ページに説明があります。

### ① 幼児教育における環境づくり

事業名	☆ 視点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.1 幼児教育にあたる職員の男女平等の意識づくりのための研修と啓発	1	20年度も前年度同様、男女共同参画課が作成した啓発パンフレット「一人ひとりを育てよう」を、市内の32幼稚園に配布し、再度認識させることに努めた。	C	B	子育て支援課
No.2 性別にとらわれない教材等の使用	3	20年度も前年度同様、男女共同参画課が作成した啓発パンフレット「一人ひとりを育てよう」を、市内の32幼稚園に配布し、再度認識させることに努めた。	C	B	子育て支援課

### ② 教育内容の充実

事業名	☆ 視点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.3 教職員の意識づくり	1	研究推進委員会「人権教育研究班」において、男女平等についても人権課題の一つとして取り上げ、研究を進めている。平成20年度は、人権感覚の見直し、人権尊重の理念の理解に焦点を当て、2種類の啓発リーフレットを発行した。その過程において数度の研究授業を実施し、具体的な指導方法を盛り込み全教員への意識づくりを図った。(研究班班会を年10回実施)	B	B	指導室
No.4 男女平等の視点にたった進路指導の啓発	2,3	進路指導主任研修会を実施する中で、各中学校において性別役割分担意識にとらわれず、生徒一人一人が自分の個性と能力に応じた進路選択ができるような指導を行うよう、意識づくりを図っている。小学校においても、性別にとらわれることのないようキャリア教育を推進している。(研修会を年5回実施)	C	B	指導室

### ③ 学校運営の充実

事業名	☆ 視点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.5 男女平等の視点にたった学校行事の見直し	3	パワーアップ研修会において、各学校が総合的な学習の時間や特別活動等に関する講座を開設し、男女平等の視点に立った学校運営、学級・学年経営が行われるよう学校行事見直しの意識づくりを諮っている。 また、外部評価を取り入れ、学校行事の見直しに取り組んでいる。	B	B	指導室
No.6 男女混合名簿などによる生徒の男女平等の意識づくりのための工夫	1	男女平等参画社会の視点に立った男女混合名簿を活用している。進路指導、性教育といった他の事業等においても、生徒の男女平等の意識づくりを図っている。	C	B	指導室

No.7 男女平等に基づく学校運営を点検評価するための制度や機関の設置の検討	1	「男女平等に基づく学校運営の点検評価」に特化した制度や機関の設置については検討中であるが、児童・生徒による評価、保護者による評価、学校評議員等による評価などの導入を推進し、評価者を多様にする事で学校運営を客観的にとらえる工夫を進めている。全校で実施している学校評価について、保護者や学校評議員、地域等からの評価を積極的に取り入れ、客観的に学校運営を見直し、改善に努めるようになってきている。	B	B	指導室
No.8 保護者会等の土・日や夜間の開催	4	保護者の学校行事等への参加を促すため、学校説明会の休業日実施を指導している。現在、小中学校では年一回は休日に実施することが定着している。引き続き、土曜日の学校行事の実施について指導をしていく。	B	A	指導室

#### ④ 教育の場における男女平等体制の整備

事業名	☆ 視点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.9 児童館、学童保育所職員への男女平等の意識づくりのための研修と啓発	1	行事の参加について、男女別枠を廃止し、子どもたちの自主的判断を尊重し、児童館などの日常活動から、区分け方法としての「男女別」を廃止して、子どもたちの意識の啓発を図った。 また、幼児と保護者を対象とした児童館事業において、父親の参加を促進する企画内容の実施や、「中高生企画事業体験」事業でも性別に関係なく参加できる取り組みを行った。	B	A	児童青 少年課
No.10 教育相談の充実	1	教育相談担当者連絡協議会の開催、メンタルサポーターやスクールカウンセラーの配置などにより、各学校において教育相談の機能の充実を図っている。また、教育センター内の総合教育相談室の積極的な活用を各学校に働きかけ、男女平等の意識づくりや児童・生徒の心の健康作りを進めている。	B	B	指導室
No.11 女性教師の管理職試験の受験拡大	4	管理職試験の情報は全ての学校で、全ての教員に対して公開されている。	C	B	指導室

## 自己点検の集計

(単位：事業)

	対前年比較 ( )は19年度実績		計画期間内進捗 ( )は19年度実績
進んだ・完了 (A評価)	0 (0)	順調 (A評価)	2 (2)
やや進んだ (B評価)	6 (7)	おおむね順調 (B評価)	9 (9)
あまり進んでいない 前年同様 (C評価)	5 (4)	やや遅れている (C評価)	0 (0)
全く進んでいない (D評価)	0 (0)	遅れている (D評価)	0 (0)
計	11 (11)	計	11 (11)

## 課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
A	<p>教育の場では研修などを通じ、着実に教職員への意識づくり・啓発が進められており、意識の醸成は一定のレベルにある。</p> <p>また、行事などは外部評価の導入で見直しを行い、男女平等の視点に立った学校運営が行なわれており、課題の進捗度は相当に達成されている。</p>

## 今後の課題

学校教職員などへの意識づくりは、より高い目標に向かって、引き続き取り組む必要がある。  
また、科学技術分野への積極的な女性進出を視野に入れた指導・啓発は、工夫が必要である。

課題説明

◆ 現状

固定的な役割分担意識により、女性の社会進出が進んでも、女性が家事等を担うべきであると思っている人が多い。一方、男性も家族への経済的責任をひとりで背負うことで悩んでいる人がいるといわれている。

◆ 目指す方向

男女が、固定的な性別役割分担意識について見直すための学習機会や情報提供の充実と環境の整備を行う。

プラン体系

主要課題 1

男女平等と共同参画の意識づくり

(2) あらゆる場における男女平等に関する学習の推進

施策

- ① 学習機会の充実と情報提供の充実
- ② 学習しやすい環境の整備
- ③ 大学との連携強化
- ④ 家庭における男女平等の意識づくり
- ⑤ 行政における男女平等の意識づくり
- ⑥ 男女共同参画推進のための意識の啓発
- ⑦ 男女共同参画推進のための調査・研究

<「ゆめおりプラン」との関連>

NO.22 生涯学習の推進

<関連する個別計画>

八王子生涯学習プラン

施策の実施状況

☆男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 9 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 10 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 11 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

※ 進捗度の評価基準は 12 ページに説明があります。

① 学習機会の充実と情報提供の充実

事業名	☆ 視点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.12 男女共同参画の視点に たった講座等の充実	4	男女共同参画意識の醸成を図るため、プランの主要課題 1~4 の各分野に関わる講座を開催した。(延べ 127 回) また、講座の内容や参加者の声を、センターだよりやホームページに掲載することにより、より多くの市民に情報提供を行った。	B	A	男女共同 参画課
		生涯学習センター3 館での主催講座において家庭・子育てなどの分野の講座を充実させた。	B	B	学 習 支援課
No.13 学習に関する情報提供 の充実	6	「はちおうじし男女共同参画センターだより」を発行し、男女共同参画センター主催講座等の開催や実施状況の情報提供を行い、また、講座開催予定等について、ホームページを使用し随時の情報提供を行った。	B	A	男女共同 参画課
		館報「はちおうじの生涯学習センター」・「生涯学習センターかわぐち」の発刊や、ちらしの配布・ポスター・HP・市広報・タウン紙などでの学習情報の提供を行った。	B	B	学 習 支援課
No.14 出前講座の充実	6	市民が主催する学習会などに市職員が出向き、担当事業などについての専門知識を活かした説明等を行い、情報の提供を行った。 (開催 317 件、参加者 20,856 名)	B	B	生涯学習 総務課
No.15 自主活動グループの育 成・支援	6	男女共同参画センター講座受講生の、受講後の自主的な活動の支援。活動場所や関連情報の提供、広報活動の援助、活動に関するアドバイス等を行った。	B	A	男女共同 参画課
		生涯学習センターの講座を受講した市民の方たちが、受講後に自主的な活動をするための活動場所、広報活動などに関するアドバイスについて支援した。	B	B	学 習 支援課
No.16 学習を支援する人材の 育成と相談体制の充実	6	生涯学習総務課との共催講座「生涯学習コーディネーター入門」(全 6 回 延べ 118 名出席)を開設した。	B	B	学 習 支援課
No.17 交流の場の提供	6	「子育てママパパのぶち講座」など、それぞれテーマを設定して参加者を募ることにより、市民の交流の場と機会を提供している。 また、「八王子の女性史聞き書き活動」では、講座受講生の自主活動の場を提供するとともに、職員がその活動をサポートした。	A	A	男女共同 参画課

② 学習しやすい環境の整備

事業名	☆ 視点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.18 学習活動の拠点機能の 充実	6	生涯学習センター3館により、学習室等の提供及び主催講座を開催した。 施設使用率（生涯学習センター3館 76.9%）	B	B	学 習 支 援 課
No.19 市民センターの活用の 促進	6	コミュニティ意識の醸成、住民相互のふれあい、福祉の向上を図る場として設置した市民センター（17館）を指定管理者（八王子市学園都市文化ふれあい財団）により管理運営を行っている。 各市民センター内には、有料貸し出しの会議室、体育室などのほか、乳幼児のためのプレイルーム、地区図書室、談話コーナーなど無料で利用できる場所も設け、利用の促進を図るとともに、子育て中の市民の利用にも配慮した施設整備に努めている。 （20年度センター利用者 2,095,502名）	B	B	協 働 推 進 課
No.20 小・中学校余裕教室の 活用	6	身近なところで学習や活動ができるよう、学校の余裕教室を選定・転用し、子育て中の男女が学習や活動ができるように体制を整えている。	B	A	施 設 整 備 課
		生涯学習活動、地域コミュニティ活動等を行う団体のスペースとして学校の余裕教室を開放した。 （利用日数 179日、利用者数 2,519名）	B	B	生 涯 学 習 総 務 課
No.21 学習機会の確保のため の保育の充実	6	ほっとタイムサービスを実施し、生涯学習センター図書館、生涯学習センター、及び男女共同参画センターを利用して学習する方と、しごと情報館を利用する方の子（満1歳以上小学校入学前）を一時預かりする。利用者数 1,514名。 また、男女共同参画センター講座開催時等の託児を実施した。利用者数 140名。	B	A	男 女 共 同 参 画 課
		生涯学習センター図書館、生涯学習センター及び男女共同参画センターを利用して学習しようとする市民の子（満1歳以上小学校入学前）を一時預かりする「ほっとタイムサービス」を実施した。利用人数 1,572名。 また、生涯学習センター講座開催時の託児を実施した。利用者数 37名。	B	B	学 習 支 援 課

### ③ 大学との連携強化

事業名	☆ 視点	20年度事業実績	進捗 度	計画期 間進捗 度	所管課
No.22 市民大学での男女平等 の視点に立った講座開 催の検討	1,6	地域の大学等と企業及び市民との連携・協働により、性別に関係なく誰もが自由に学べる開かれた学び舎「八王子学園都市大学 いちょう塾」を運営し、誰もが意欲をもって学ぶことのできる機会を提供している。 託児付講座について、20年度は、69講座を開設。	A	A	学園都市 文化課

### ④ 家庭における男女平等の意識づくり

事業名	☆ 視点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.23 固定的な性別役割分担 の見直しのための啓 発、講座の充実	3	固定的な性別役割分担について見直す機会を提供する講座の開催を行った。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ シルバーエイジを迎える男性の料理講座「男の腕まくり」</li> <li>・ 男女共同参画週間記念映画会「たそがれ清兵衛」</li> <li>・ 夏休み「パパと小学生の料理教室」</li> <li>・ パパママいっしょに「ふれあい親子体操」</li> <li>・ 男性のための「介護の基本講座～自分も相手も大切に～」</li> <li>・ 市民企画講座「ツートップ子育てでパパとママのハッピーバランスを目指そう！」</li> </ul>	B	A	男女共同 参画課
No.24 家庭教育支援のための 冊子の作成	1,3	性に関する様々な情報が氾濫するなかで、家庭で正しい性理解のもとに親子間で適切な話し合いをできるような手引書として、性教育リーフレットを作成し、小・中学校の新一年生の保護者を対象に配付した。(小学校 5,700部 中学校 5,400部)	B	B	生涯学習 総務課
No.25 女性を取り巻く制度、 社会問題についての意 識啓発と情報提供	1,2, 3	講座：「詳しく知ろう裁判員制度」 女性を対象に、平成21年5月から始まる裁判員制度について、正しい知識を習得し、男女共同参画の視点での課題についても考え、女性自ら積極的に参画できるよう提言を行った。  講座：「女性のための労働法のポイント・多様な就業形態での気をつけたいポイント」 女性が働く上で役立つ法律（労働法）の知識を学習できる機会とした。	B	B	男女共同 参画課

⑤ 行政における男女平等の意識づくり

事業名	☆ 視点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.26 職員研修の充実	1	職員の男女共同参画への理解を深めるために20年度は、市の施策と自治体の役割をテーマとした。また、DVをテーマとして「二次加害を起こさないために」「女性に対する暴力の現状等」について研修を行った。 (参加職員100名)	B	B	男女共同 参画課
		サイクル研修として主査職以下の職員を対象に毎年実施しているセクシュアルハラスメント防止研修では、20年度においても管理職を講師に実施した。これは、管理職自ら率先してその防止に努め職員に幅広く防止教育を行うことを目的として行うもので、管理職には「セクシュアルハラスメント防止リーダー養成研修」を順次受講させ、意識改革を図るとともに、講師の養成に努めている。 また、全管理職には、「管理職セクシュアルハラスメント防止研修」を実施し、最新の情報や事例等から管理職としての防止策等を学び、快適な職場環境形成に向けラインでの強化を図った。	C	B	職員課
No.27 庁内への情報提供の充実	1	「男女共同参画週間」や「女と男のいきいきフォーラム」の事業案内を、行政ネットワークを利用し提供した。	C	B	男女共同 参画課
No.28 行政に関わる相談員等への情報提供	1	庁内の女性の相談に関わる相談員相互の共通認識を高め、男女平等の視点にたった相談を行うために、情報交換及び学習会（女性に対する暴力の現状等）を実施した。	B	A	男女共同 参画課

⑥ 男女共同参画推進のための意識の啓発

事業名	☆ 視点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.29 男女共同参画啓発情報紙の全戸配布	1,2, 3,4	男女共同参画情報紙「ぱれっと」において「男女共同参画社会」の特集を組み、一般の市民でも容易に男女共同参画社会が理解できるように解説した記事を掲載し、新聞折込みによる各戸配布を行った。	B	A	男女共同 参画課
No.30 「女と男のいきいきフォーラム八王子」の開催	1,2, 3,4	男女平等や男女共同参画に関しての意識啓発を図るとともに、理解や知識を深めてもらうため「第18回女と男のいきいきフォーラム八王子」を開催した。	B	A	男女共同 参画課

No.31 男女共同参画に関する情報の収集と提供	4	<p>情報資料コーナーを設け、資料を収集、蔵書を充実した。複数ある資料については貸出による資料提供を行っている。</p> <p>また、市民用のパソコンを設置し、男女共同参画に関する情報について、インターネットによる収集が可能である。</p> <p>さらに、同じ建物にある生涯学習センター図書館で所蔵している男女共同参画関連図書について「ちょっと立ち止まって！」コーナーを設け、資料の紹介を行った。</p>	B	B	男女共同参画課
		<p>年間を通して男女共同参画の推進に関するパンフレットの配布やポスターの掲示を行い周知を図った。</p> <p>男女共同参画週間にちなんで、平成20年6月13日から30日までの期間に八王子市生涯学習センター図書館の展示コーナーで「ワークライフバランス」等に関する図書のテーマ展示を行い、展示図書の貸し出しを行なうことで男女共同参画の意識啓発を図った。</p>	B	B	図書館

#### ⑦ 男女共同参画推進のための調査・研究

事業名	☆ 視点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.32 男女平等、男女共同参画に関する市民の意識・実態調査の実施	1,2, 3,4	<p>「男女共同参画調査」</p> <p>市の男女共同参画の今後の施策展開を考えるうえで、その都度テーマを決め調査を行い反映させる。平成20年度は、前年度に実施した意識調査を再検証する目的で、市内在住20歳以上の成人を対象に、意識・実態調査を実施した。</p>	B	B	男女共同参画課

#### 自己点検の集計

		対前年比較 ( )は19年度実績		(単位：事業) 計画期間内進捗 ( )は19年度実績	
進んだ・完了 (A評価)	2	(4)	順調 (A評価)	11	(10)
やや進んだ (B評価)	24	(21)	おおむね順調 (B評価)	17	(18)
あまり進んでいない 前年同様 (C評価)	2	(3)	やや遅れている (C評価)	0	(0)
全く進んでいない (D評価)	0	(0)	遅れている (D評価)	0	(0)
計	28	(28)	計	28	(28)

## 課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
A	学習の推進では、男女共同参画センターをはじめとする関係所管課により、年間を通じて積極的に講座の開催や情報提供が行なわれており、課題の進捗度は相当に達成されている。

## 今後の課題

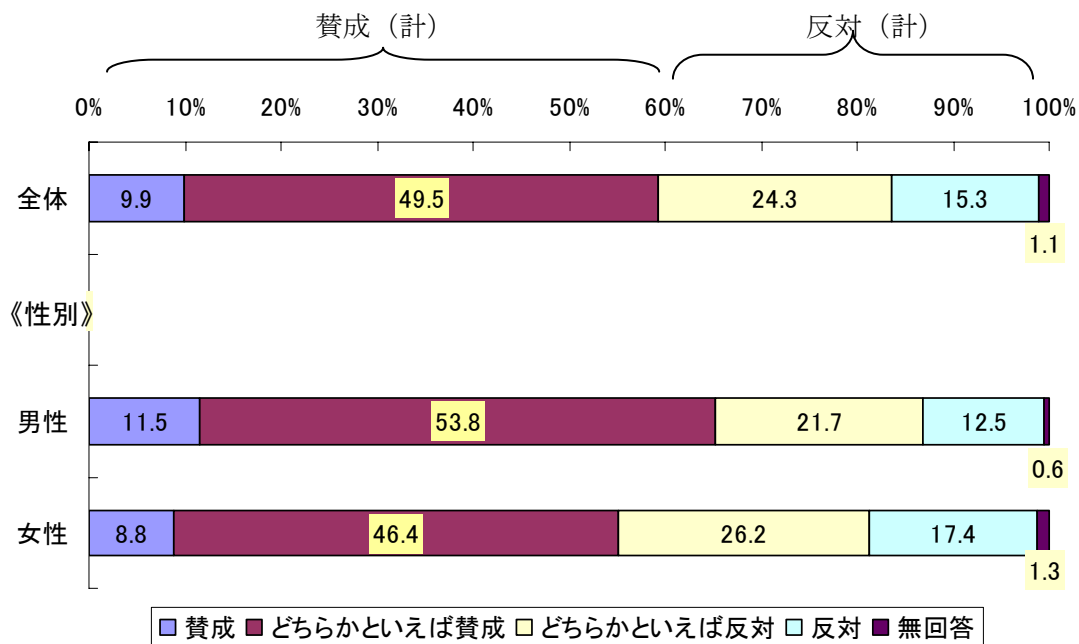
市民意識実態調査によると、性別役割分担意識の解消については、国の数値を下回っている状況である。このため、講座開催にあたっては、意識づくりの内容に重きをおくなど効果的な事業の実施が求められるとともに、対象に見合った学習機会の提供が必要である。

また、講座終了後の自主活動グループなどへの支援は重要であり、将来的に自主活動グループと連携しての講座の開催などが求められる。

参 考

\*\*\*\*\*性別役割分担意識\*\*\*\*\*

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、賛成(計)は59.4%、反対(計)は39.6%となっている。性別で見ると、『賛成(計)』は女性(55.2%)より男性(65.2%)に多く6割以上となっている。一方、『反対(計)』は男性(34.2%)より女性(43.6%)に多い。



平成 19 年度「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」から作成。

\*\*\*\*\*

課題説明

- ◆ 現状
 

女性に対する暴力の背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、女性への人権軽視などがあり、社会問題となっている。
- ◆ 目指す方向
 

ドメスティック・バイオレンス（DV）など性に関わる問題は、人権の問題であり、女性と男性が対等な存在として互いに尊重しあう意識の醸成を行う。

プラン体系

主要課題 1

男女平等と共同参画の意識づくり



(3) 人権を尊重する意識の醸成と擁護



施策

- ① 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ② 人権の尊重と性に関する基本的認識を深めるための啓発と学習
- ③ 人権の尊重に基づいた相談と援助

<基本計画上の位置付け>

- NO.10 人とひととの支え合い
- NO.12 暮らしの相談・支援

施策の実施状況

☆男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 9 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 10 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 11 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

※ 進捗度の評価基準は 12 ページに説明があります。

① 女性に対するあらゆる暴力の根絶

事業名	☆ 視点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.33 DV*1を理解するための啓発、情報提供の充実	1	現在のDV被害者の現状を把握するため、女性に対する暴力をなくす運動期間中、身近な問題「女性への暴力（DV）について」見つめ直そう講座を開催した。 DV被害者支援事業として、DV被害者を対象としての「デートDV」防止講座を開催した。 相談窓口職員を対象に「二次加害を起こさないための研修」を開催した。 デートDV防止ハンド冊子、DV防止の啓発チラシや相談窓口の情報カードを継続的に配布した。	B	A	男女共同 参画課
No.34 DVの相談体制の充実と緊急一時保護の実施	1	男女共同参画センターで実施している相談において、生活福祉課と連携し、DVの相談に対応した。（DV相談件数 754 件）	A	A	男女共同 参画課
		婦人相談員・面接員等の相談業務を通して、夫やパートナーからの暴力や虐待からの緊急一時保護の広域的な対応を実施した。 （相談 1,026 件、一時保護 38 件） また、男女共同参画センターと連携をとり、DVの相談体制の充実を図った。	B	B	生活 福祉課
No.35 DV被害者支援のための関係機関・団体との連携の強化	1,2	警察、弁護士、医師のほか庁内外の管理者による情報交換のための「DV被害者支援連絡協議会」、実務的な連携を図るための「関係機関担当者会議」を実施した。 特に、担当者会議では事例検討を行い、事例集作成を行うとともに学習会を実施し、互いの連携をより深めた。	B	A	男女共同 参画課
No.36 性被害から青少年を守るための啓発、情報提供の充実	1	青少年対策委員会及び青少年育成指導員による地域パトロール活動、啓発看板設置、育成環境浄化活動を行うとともに、暮らしの安全安心課で配信する防犯情報を青少年対策地区委員会の会長に情報提供し、パトロール強化の依頼を行った。	B	B	児童青 少年課
No.37 セクシュアル・ハラスメント*2についての啓発	1	男女共同参画センターの情報資料コーナーにセクシュアル・ハラスメントについての資料を配架した。 また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、生涯学習センター図書館に、セクハラ・DV関連図書の特設コーナーを設置して啓発を行い、貸出しを呼びかけた。 さらに、「女性への暴力について見つめ直そう」の講座を行い、暴力に対する理解を深める機会とした。	B	B	男女共同 参画課

## ② 人権の尊重と性に関する基本的認識を深めるための啓発と学習

事業名	☆ 視点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.38 性の商品化や売買春、 メディアリテラシー* 3についての意識啓発	1	メディアリテラシーについての意識啓発を含む講座を開催した。(「思春期子育て講座 全2回」)	B	B	男女共同 参画課
No.39 学習指導要領に準じた 適正な性教育の実施	1	すべての学校が性教育の年間指導計画を作成し、教育委員会への提出を行っている。	C	A	指導室
No.40 性教育に携わる教師へ の研修の充実	1	保健主任研修会を年2回実施している。また、パワーアップ研修会においても、小学校教育研究会、中学校教育研究会の保健部が研修を企画し、性教育だけでなく幅広い研修を実施している。	C	B	指導室
No.41 リプロダクティブ・ヘル ス/ライツ*4に関する啓 発	1,9	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点をふまえ、女性を対象に、「40歳からのフレッシュアップ講座～心もからだも健康美人～」を開催した。	B	B	男女共同 参画課

## ③ 人権の尊重に基づいた相談と援助

事業名	☆ 視点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.42 女性のための相談機能 の充実	1,9	女性のためのカウンセリング(週2回、夜間月2回)、女性のための相談(週1回)、女性のための保健相談(月1回)、女性のための弁護士相談(月1回)、相談担当職員による一般相談(月～土・9時～19時まで)を実施し、女性からの相談に対応した。 (全相談件数 2,290件)	A	A	男女共同 参画課
No.43 市民相談の充実	1	人権相談として、毎月10日の定例相談及び特設相談(2回)を実施。相談に対応する人権擁護委員の女性の割合を50%としている。 弁護士による無料法律相談をはじめとして、専門家による税金・年金・雇用保険・労働条件相談、登記、相続・遺言、不動産などの相談を定期的に実施している。 また、市職員による一般相談・案内も実施している。(相談者数 2,032名)	B	A	総務課
No.44 外国人女性への情報提 供	1	相談業務の情報提供を行うため、英語・タイ語・ロシア語・スペイン語等の相談窓口を配布。更に、諸外国の情報を収集し、外国人に対する相談業務を行った。	B	B	暮らし の安全 安心課

No.45 セクシュアル・ハラスメントの相談窓口の整備	1	女性のための相談において、セクハラ相談の受付を行い、必要な場合には東京都労働相談情報センター等へ紹介をしている。(相談件数 20 件)	B	A	男女共同参画課
		<p>学校におけるセクシャル・ハラスメント防止責任者には校長を充てており、同時に相談窓口となっている。相談、苦情等があった際は、事案の内容に応じて校長若しくは副校長、関係主任、学級担任、養護教諭等が対応している。また、速やかに指導室に報告するよう、各学校を指導している。</p> <p>児童・生徒が被害者となる事案が発生した場合は総合教育相談室とも連携し、慎重に事実を確認・報告するとともに被害者の心のケアを第一に行うよう指導している。</p> <p>また、各校では服務事故防止研修を実施しており、その中でセクシャルハラスメントの防止についても必ず触れている。総合教育相談室との連携については、教育相談研修等の実施により、教職員へ周知している。</p>	B	A	指導室

### 自己点検の集計

		(単位：事業)	
	対前年比較 ( )は19年度実績		計画期間内進捗 ( )は19年度実績
進んだ・完了 (A評価)	2 (3)	順調 (A評価)	8 (7)
やや進んだ (B評価)	12 (11)	おおむね順調 (B評価)	8 (8)
あまり進んでいない 前年同様 (C評価)	2 (2)	やや遅れている (C評価)	0 (1)
全く進んでいない (D評価)	0 (0)	遅れている (D評価)	0 (0)
計	16 (16)	計	16 (16)

### 課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
A	ドメスティック・バイオレンスをはじめとする暴力の根絶や人権を尊重する意識の啓発は、講座の開催や情報提供などにより積極的に行なわれている。また、人権を擁護していく上で重要な各種相談業務についても着実に進められており、課題の進捗度は相当に達成されている。

## 今後の課題

DVによる被害の実態は深刻であり、DVをはじめとする暴力は、人権問題であるという認識を幼少期から徹底させて防止を図るとともに、被害者の自立支援を含めた具体的な施策の実施と関係機関の連携が必要である。そのために、「DV被害者支援連絡協議会」及び「DV被害者支援関係機関担当者会議」について、関係機関の拡充をおこない、強固な連携体制とし、効果的にその機能を活用することが求められる。

\* 1・2・3・4は81ページの用語の解説に説明があります。

## 主要課題2

### あらゆる分野への男女共同参画の促進

	課題	進捗度	評価の理由
課題 4	政策・方針決定過程 への女性参画の推進	B	<p>女性が地域や社会へ参画するための知識や情報を提供するために、男女共同参画センターで講座を開催した。</p> <p>行政運営への参画の推進では、女性職員のための研修を実施するとともに既存の試験選考制度に加え、主査職工エキスパート昇任選考制度が導入されており、個々の職員のライフステージに合わせた人事ルートを選択を可能とし、上位職へのチャレンジ意識の喚起、意欲の向上につとめている。</p> <p>審議会等委員への女性の参画率については、ここ数年横ばいではあるが、課題の進捗度は一定の水準を達成している。</p>
課題 5	家庭・地域における 男女共同参画の促進	A	<p>家庭・地域における男女共同参画の促進のために講座等を開催し、地域活動への意識・環境づくりも着実に進められており、課題の進捗度は相当に達成されている。</p>
課題 6	国際理解・国際交流 を通じた男女共同参 画の促進	A	<p>男女共同参画センターなどにおいて国際理解に関する情報提供を行うとともに、外国人と市民との交流事業の拠点となる、八王子市国際交流コーナーでの事業が着実に進められており、課題の進捗度は相当に達成されている。</p>

課題説明

- ◆ 現状  
女性の社会進出は進むものの、政策・方針決定の場への女性の参画は、十分とはいえない状況にある。
- ◆ 目指す方向  
審議会などへの女性の登用を推進するとともに、女性の政治への参加を促すための意識づくりに努める。また、市職員の意識の醸成を行う。

プラン体系

主要課題 2

あらゆる分野への男女共同参画の促進

(1) 政策・方針決定過程への女性参画の推進

施策

- ① 審議会などへの参画の推進
- ② 行政運営への参画の推進
- ③ 政治参加への意識づくり

<「ゆめおりプラン」との関連>

- NO.09 人材の育成と活用  
NO.10 人とひととの支え合い

施策の実施状況

☆男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 9 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 10 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 12 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

※ 進捗度の評価基準は 12 ページに説明があります。

① 審議会などへの参画の推進

事業名	☆ 視 点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.46 女性の参画率の向上	4	<p>審議会等委員への女性の参画率の促進を目指して、平成12年度に設置した「八王子市審議会等委員への女性の参画促進要綱」に基づき、女性の参画率を調査、把握した。(前年より3.4ポイント減)</p> <p>また、情報紙「ぱれっと」で公表し、市民への働きかけも行った。</p> <p>女性委員の参画率を増加させるためには、審議会等を受け持つ所管課の協力が必要。再度女性参画率の低い審議会等を持つ所管課に率の増加を積極的に求めていく。</p>	C	C	男女共同 参画課
No.47 民間団体等への意識啓発の実施	4,3	<p>登録団体やグループに対し、意識啓発につながる講座や研修、また団体サポート事業等の情報提供を行った。</p> <p>(市開催の講座)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援者のための「デートDV」防止講座</li> <li>・身近な問題「女性への暴力(DV)について」見つめ直そう ～被害を受けた人のためにできること～</li> <li>・労働セミナー「女性のための労働法のポイント」「ワークライフバランスのポイント」</li> </ul>	B	B	男女共同 参画課
No.48 女性の参画のための人材育成及び人材情報の収集と提供	4,3	<p>女性の地域に参画するための活動や、また起業により社会参画することをサポートするため、知識やノウハウを提供するための講座を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性のパワーアップ講座シリーズ「育児サポーター養成講座」</li> <li>・女性のための「ひとり起業」講座 ～「好き」を仕事にする起業</li> <li>・女性のための自分磨きのパソコンサロン</li> </ul>	B	B	男女共同 参画課

## ② 行政運営への参画の推進

事業名	☆ 視 点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.49 配置や職務分担における男女平等の徹底	4,3	<p>「主査職エキスパート昇任選考制度の導入」 系統立った人事制度の構築を進める中、職員が職務上培ってきた能力や専門性を最大限に活用し、職員の働きがいや意欲の向上を図るとともに、組織において継承すべき、高度な知識や技術をより高めるため、既存の試験選考制度に加え、上記制度を19年度から導入。</p> <p>これにより、個々の職員のライフステージに合わせた人事ルートを選択を可能とするとともに、上位職へのチャレンジ意識の喚起、意欲の向上につなげた。</p>	B	B	職員課
No.50 女性職員に対する意識啓発と人材育成	4	<p>出産、育児、介護等の影響を受けやすい状況にある女性職員のキャリア形成やワークライフバランス等について考える「女性職員のためのキャリア研修」を実施した。この研修は、17年度から実施したものであり、女性の活躍推進等、多様な人材を活かす「ダイバーシティマネジメント」の観点から、今後とも継続実施していく。</p> <p>また、職場環境や仕事の働き方を見直すなど職場におけるマネジメントに活用するため、役職者（課長補佐職以上）を対象に「ワークライフバランス研修」を実施した。</p>	B	B	職員課

## ③ 政治参加への意識づくり

事業名	☆ 視 点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.51 選挙に関する啓発活動の充実	4	<p>明るい選挙推進協議会を通じ啓発活動等を行い、政治意識の向上に努めた。（話しあい活動、地域運動会等での啓発、市議会傍聴、明るい選挙賛同者「しろばらの友」募集、話しあい強調月間、しろばら講演会、ポスターコンクール）</p> <p>また、明るい選挙推進協議会での女性参画率は、56.6%となっている。</p>	C	B	選挙管理委員会事務局

No.52 市議会に関する情報提供の充実	4	市議会に関する情報提供の充実 ・市議会に対する市民意識の高揚を図るため、「市議会だより」を年4回発行している。 ・議会運営・しくみ等を解説したパンフレット「市議会のあらまし」を作成している。 ・市のホームページを随時更新するとともに、市議会だよりのPDF版や本会議録を各定例会後に掲載している。 ・市議会に多くの市民に足を運んでもらうよう、各定例会初日に「議場コンサート」を開催している。	B	B	議会事務局 庶務調査課
No.53 女性の政治への参加を促すための情報提供	4	新聞記事の切り抜きの掲示、関係資料の情報資料コーナーへの配架、雑誌の定期購入を行った。	C	B	男女共同参画課

### 自己点検の集計

(単位：事業)

	対前年比較 ( )は19年度実績		計画期間内進捗 ( )は19年度実績
進んだ・完了 (A評価)	0 (0)	順調 (A評価)	0 (0)
やや進んだ (B評価)	5 (6)	おおむね順調 (B評価)	7 (7)
あまり進んでいない 前年同様 (C評価)	3 (2)	やや遅れている (C評価)	1 (1)
全く進んでいない (D評価)	0 (0)	遅れている (D評価)	0 (0)
計	8 (8)	計	8 (8)

### 課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	<p>女性が地域や社会へ参画するための知識や情報を提供するために、男女共同参画センターで講座を開催した。</p> <p>行政運営への参画の推進では、女性職員のための研修を実施するとともに既存の試験選考制度に加え、主査職エキスパート昇任選考制度が導入されており、個々の職員のライフステージに合わせた人事ルートを選択を可能とし、上位職へのチャレンジ意識の喚起、意欲の向上につとめている。</p> <p>審議会等委員への女性の参画率については、ここ数年伸び悩んでいるものの、課題の進捗度は一定の水準を達成している。</p>

## 今後の課題

審議会などへの女性の参画率向上のためには、各種団体等への働きかけや女性の人材情報の継続的な収集が必要であり、所管課の協力が不可欠である。また、参画率向上のためには、女性委員「〇」の委員会をなくすことが前提である。

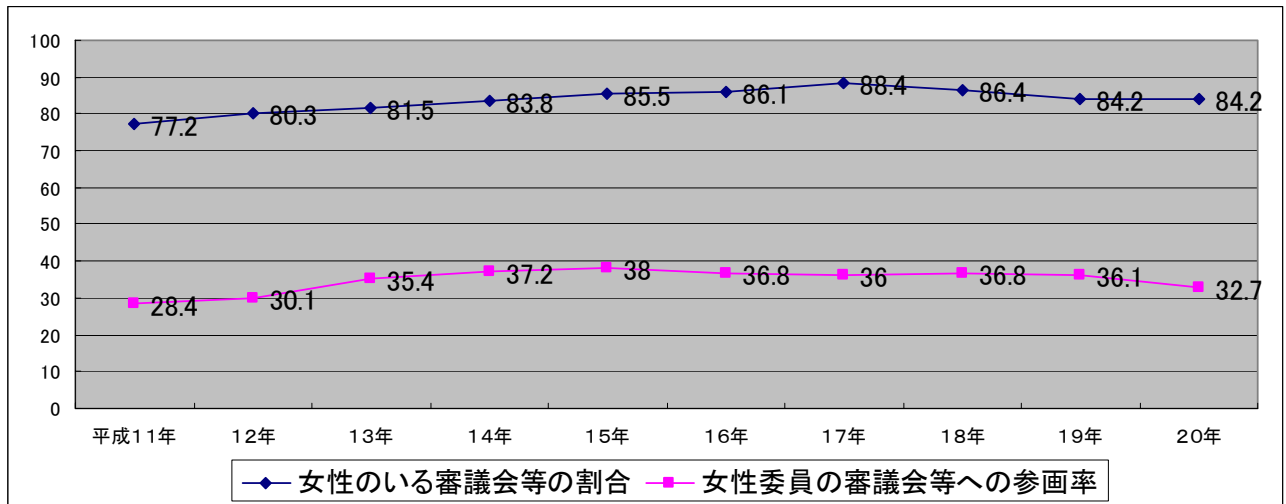
女性が政策・方針決定過程へ参加していくためには、情報の収集と提供について工夫を行い、さらに意識づくりを進めていくことが求められる。

# 参考

\*\*\*\*\*八王子市の女性の参画状況推移\*\*\*\*\*

平成11年以降女性のいる審議会等の割合は、着実に増加している。女性委員の審議会等への参画率をみると、平成15年まで着実に増加していたが、平成16年以降は伸び悩んでいる。

(単位：%)



\*\*\*\*\*

課題説明

◆ 現状

家庭において、家事・育児などへの男性の関わりが少ない状況にある。また、地域では定年後の男性を含め、男女共に、積極的な参画の必要性が求められている。

◆ 目指す方向

男女ともに、仕事や家事・育児等を担って、家庭生活における責任を果たし、また、あらゆる年代の男女がお互いを尊重しつつ、主体的に地域に関わるような環境づくりを行う。

プラン体系

主要課題2

あらゆる分野への男女共同参画の促進

(2) 家庭・地域における男女共同参画の促進

施策

- ① 家庭における参画の促進
- ② 地域活動への参画の促進
- ③ 市民協働・ボランティア活動への参画の促進

<「ゆめおりプラン」との関連>

- NO.02 市民と行政との協働
- NO.11 地域での支え合い

施策の実施状況

☆男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 9 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 10 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 12 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

※ 進捗度の評価基準は 12 ページに説明があります。

### ① 家庭における参画の促進

事業名	☆ 視 点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.54 男性の家事・育児・介護に関する知識習得のための講座等の開催	4,3,6	男性が家事や介護に関する知識を習得するための講座を6講座開催し、受講者が増加している。(参加延べ人数 389→402名)	B	A	男女共同参画課
		消費者保護対策事業として、消費生活の向上に資するため、各種教室、講座などを実施している。(講座数 14→16回)	B	B	暮らしの安全安心課
		地域包括支援センターにおいて、家族介護者教室、転倒予防教室、認知症予防教室を開催し、意識作りを進めるとともに知識や技術の向上を図った。(開催回数 431→381回、参加人数 7,930→6,727名)	B	B	高齢者支援課
		「男の料理教室」4講座を開設ほか家庭教育学級5コースを開設し、充実を図った。(参加延べ人数 601名)	B	B	学習支援課
No.55 父親の参加も呼びかける母親学級等の実施	4,3	「マタニティクラス」(母親学級)では、安心して出産・育児に望めるように、知識の普及を図るとともに、自分自身のバースプランを考えることが出来るよう支援する。また、「パパママクラス」(両親学級)では、夫婦で知識や情報、気持ちを共有することにより、お互いを理解し支え合いながら不安なく子育てに取り組めるよう支援する。平日の父親の参加者数が増加。子育てに関心がある父の割合は、昨年に続き高く、出産後のイメージが出来たという意見も多かった。(父親参加数 390→476名)	B	B	保健センター
No.56 情報紙等による啓発	4,3	男女共同参画情報紙「ぱれっと」の発行 男女共同参画情報紙「ぱれっと」において「男女共同参画社会」の特集を組み、一般の市民でも容易に男女共同参画社会が理解できるよう解説した記事を掲載し、新聞折込みによる各戸配布を行った。 また、男女共同センターに関する情報について、年3回の機関紙として発行、センター利用者等に配布した。	B	B	男女共同参画課

### ② 地域活動への参画の促進

事業名	☆ 視 点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.57 地域活動における男女共同参画促進の啓発	4,5	講座を活用して、講座受講生に地域活動への主体的な参画を呼びかけた。シルバーエイジを迎える男性の料理講座ほか計8講座を開催。	B	A	男女共同参画課

No.58 地域活動の中心となる 人材の育成	4,5	市政や地域活動への参画を促す人材育成のための講座「女性のためのパワーアップ講座」ほか3講座を開催した。	A	A	男女共同参画課
		シニア元気塾の開催、社会参加の第1歩の為の知識と技術を習得するための「教養コース」と既に地域でボランティア等で活躍している方を対象として、さらに地域の活動の核となっていたため「コーディネーター養成コース」を設定している。 また、高齢者が地域で活躍できるように、高齢者活動を支援する「センター元気」を運営している。	B	B	高齢者支援課
		生涯学習コーディネーター実践講座を開催し、市民主体の生涯学習活動を実践するためのリーダーを養成した。(開催1回、修了生23名)	B	B	生涯学習総務課
		「手作りお手玉ボランティアからはじめる地域デビュー」「あなたのパソコンカを活かして、ボランティア入門」の講座を開催し、団塊世代を対象に、定年後に地域や家族といかに上手に付き合い豊かな生活を迎えられるかを考えた。	B	B	学習支援課
No.59 地域での自主的コミュニティ活動の促進	4	地域の問題解決や共通する目標の実現に向け、地域内で中心的に活動している団体である町会・自治会からの各種問い合わせや相談に対応した。また、町会・自治会に対し各種補助金を交付した。	B	B	協働推進課

### ③ 市民協働・ボランティア活動への参画の促進

事業名	☆ 視点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.60 ボランティアの養成	4	地域活動に参加するきっかけとして、講座及び催事等を実施した。 1 セカンドライフ講座 (3回) 2 地域活動体験講座 (3回) 3 シニアの生きがい・健康と仲間づくりセミナー 4 お父さんお帰りのパーティー 5 はちおうじ志民塾公開シンポジウム ※ 3は、多摩健康生きがいづくりアドバイザー協議会との共催事業。4は、お父さんお帰りのパーティー実行委員会として実施。	A	A	協働推進課
		八王子市社会福祉協議会では、様々なボランティア活動への援護を実施しており、これまで男女の区別なくボランティアの養成を行ってきた。 市はこれらの事業に対して補助金を支出し、男女の区別なく毎年度確実にボランティアの養成を行っている。	B	B	健康福祉総務課

		学校の協力により、週末の学校施設を開放し、地域の人材やボランティアが講座等を企画実施することにより、地域の教育力の向上を目的とした「サタデースクール」事業を実施した。	B	B	生涯学習 総務課
No.61 NPO・ボランティアに関する情報提供の充実	4	<p>団塊世代等地域参加支援デスクでは、団塊世代やシニア世代の方に、地域での活動に参加する際の情報提供や相談にに応じている。</p> <p>市民活動支援センターでは、ボランティアをしたい人とボランティアを求めている人とのコーディネートをはじめ、様々な相談に対応している。また、センターの広報紙「市民活動通信」及びウェブサイト等に、市民活動団体からのボランティア募集の記事を掲載するなど積極的に情報発信を行っている。</p>	B	B	協働 推進課
		<p>八王子市社会福祉協議会では、ボランティアセンターを中心に各種情報を男女の区別なくボランティアに提供しており、ボランティア活動を行うための有効な情報源となっている。</p> <p>市は、これらの事業への補助金を支出し、各種情報を男女の区別なく毎年度確実にボランティアに提供している。</p>	B	B	健康福祉 総務課
No.62 市民活動の拠点の充実	4	<p>市民活動支援センターは、NPO 法人八王子市民活動協議会が指定管理者として管理運営し、民間活力による特色ある運営を行っている。</p> <p>センターでは、交流会、ミーティング、会議、情報交換の場として会議室の無料貸出やコピー機、印刷機等の有料貸出をしているほか、情報の収集と提供、市民活動に関する様々な相談業務、各種研修会の開催などを行った。</p> <p>また、市民センターでの講座開催も行い新たな市民の参加を得られた。</p>	B	B	協働 推進課
		<p>八王子市社会福祉協議会では、市内2か所(元横山町、南大沢)にボランティアの活動拠点であるボランティアセンターと分室を設置し、男女の区別なくボランティア活動をサポートしている。市は、このボランティアセンターの管理運営について補助金を支出し、協力している。</p>	B	B	健康福祉 総務課

## 自己点検の集計

(単位：事業)

	対前年比較 ( )は19年度実績		計画期間内進捗 ( )は19年度実績
進んだ・完了 (A評価)	2 (3)	順調 (A評価)	4 (4)
やや進んだ (B評価)	17 (14)	おおむね順調 (B評価)	15 (15)
あまり進んでいない 前年同様 (C評価)	0 (2)	やや遅れている (C評価)	0 (0)
全く進んでいない (D評価)	0 (0)	遅れている (D評価)	0 (0)
計	19 (19)	計	19 (19)

## 課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
A	家庭・地域における男女共同参画の促進のために講座等を開催し、地域活動への意識・環境づくりも着実に進められており、課題の進捗度は相当に達成されている。

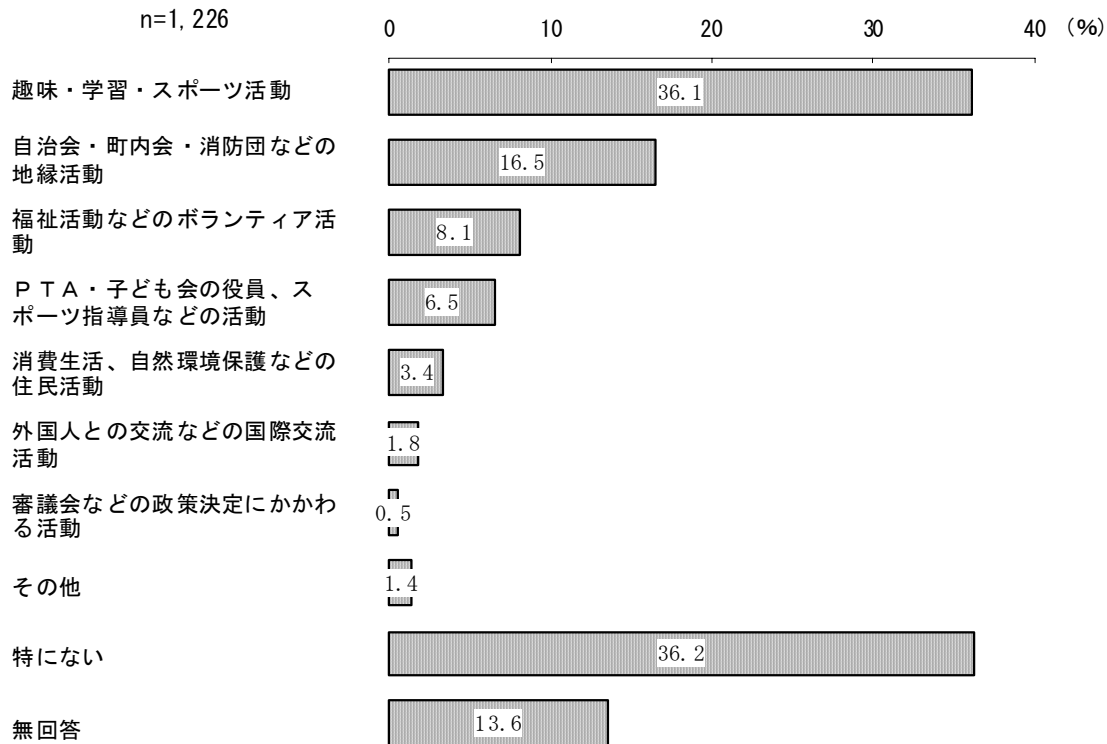
## 今後の課題

地域における参画については、特に中高年男性が家庭生活へ参画する意識改革は引き続き進めていく必要がある、また、いかに市民活動に関心を持ってもらうのか、そして人材の活用・活動の場の提供が求められる。

## 参 考

\*\*\*\*\*現在参加している市民活動\*\*\*\*\*

現在参加している市民活動について聞いたところ、「趣味・学習・スポーツ活動」(36.1%)が最も多く、次いで「自治会・町内会・消防団などの地縁活動」(16.5%)となっている。「特にない」と答えた、現在活動に参加していない人は36.2%である。



平成 19 年度「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」から作成。

\*\*\*\*\*

課題 6

国際理解・国際交流を通じた男女共同参画の促進

課題説明

- ◆ 現状  
男女平等は、国際的な課題であり、国際的な視点でとらえることが必要とされている。
- ◆ 目指す方向  
国際交流を通して、他の国の社会や文化を理解するための、学習の機会や資料の提供を推進する。

プラン体系

主要課題2

あらゆる分野への男女共同参画の促進

(3) 国際理解・国際交流を通じた男女共同参画の促進

施策

- ① 国際理解に関する学習機会の拡充
- ② 国際交流の推進

<「ゆめおりプラン」との関係>  
NO.26 文化交流の推進

施策の実施状況

☆男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 9 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 10 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 11 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

※ 進捗度の評価基準は 12 ページに説明があります。

### ① 国際理解に関する学習機会の拡充

事業名	☆ 視点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.63 国際的な視点に立った 学習機会の充実	10	国際的な視点に立った講座「韓国の女性たちは今」を開催し、考える機会を提供した。	B	B	男女共同 参画課
No.64 海外資料の提供の充実	10	男女共同参画センターでは、資料の収集や雑誌の定期購入を行い、センター利用者に情報を提供している。 男女平等に関する国際的な動向については、国や自治体の資料及び雑誌において、最新の情報を提供している。	C	B	男女共同 参画課
		生涯学習センター図書館において男女共同参画に関連する外国の図書等の収集を行い、市民に対して、図書の貸出し及び紹介を実施した。	B	B	図書館

### ② 国際交流の推進

事業名	☆ 視点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.65 国際交流の場と機会の 提供	10	八王子国際協会との協働事業を実施した。 ・国際交流フェスティバル ・外国人市民会議市民フォーラム ・留学生ふるさとプログラム ・語学ボランティア養成講座 ・留学生による高齢者施設訪問 他 (国際交流事業数 21)	B	A	学園都市 文化課

### 自己点検の集計

	対前年比較 ( )は19年度実績			(単位：事業) 計画期間内進捗 ( )は19年度実績	
進んだ・完了 (A評価)	0	(0)	順調 (A評価)	1	(1)
やや進んだ (B評価)	3	(3)	おおむね順調 (B評価)	3	(3)
あまり進んでいない 前年同様 (C評価)	1	(1)	やや遅れている (C評価)	0	(0)
全く進んでいない (D評価)	0	(0)	遅れている (D評価)	0	(0)
計	4	(4)	計	4	(4)

### 課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
A	男女共同参画センターなどにおいて国際理解に関する情報提供を行うとともに、外国人と市民との交流事業の拠点となる、八王子市国際交流コーナーでの事業が着実に進められており、課題の進捗度は相当に達成されている。

### 今後の課題

国際化の進展とともに、不法就労や人身取引などこれまでに無かった状況に外国人女性が直面する可能性があるため、今後そのような点について視野を持つ必要がある。

## 主要課題3

# 男女が共にいきいきと働ける 就労環境の形成

	課題	進捗度	評価の理由
課題 7	就業機会の拡充	A	就業支援のための講座等を開催し、技術の習得を行なったほか、しごと情報館では求人情報の提供を行なった。 また、ハローワークと連携し母子家庭や離婚前の女性の就労支援を行なったほか母子自立支援プログラム策定事業による児童扶養手当受給者の就労支援も開始するなど、課題の進捗度は相当に達成されている。
課題 8	家庭と仕事を持つ男女のための社会的支援の充実と普及	A	保育園では延長保育や一時保育の拡充を図り、利便の向上に努めている。 また、介護サービス訪問ふれあい員と介護サービス相談調整委員の事業が着実に進められており、課題の進捗度は相当に達成されている。
課題 9	働き続けるための環境の整備	B	平等な雇用のための制度普及の周知・啓発のための講座等の事業は着実に実施された。環境の整備では、働く女性のためのネットワークづくりはあまり進んでいないものの課題の進捗度は一定の水準を達成している。

課題説明

- ◆ 現状  
結婚や出産を機に仕事をやめた女性が再就職を希望するなど、経済的自立を求める女性が増えている。
- ◆ 目指す方向  
女性の就業機会の拡大を促進し、情報提供の充実を図る。

プラン体系

主要課題 3

男女が共にいきいきと働ける就労環境の形成

(1) 就業機会の拡充

施策

- ① 就業援助
- ② 起業援助

<「ゆめおりプラン」との関連>  
NO.33 体制づくりと人材育成

<関連する個別計画>  
八王子市産業振興マスタープラン

施策の実施状況

☆男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 9 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 10 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 11 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

※ 進捗度の評価基準は 12 ページに説明があります。

①就業援助

事業名	☆ 視 点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.66 雇用機会の拡大による 女性の就業機会の拡充	5	八王子しごと情報館でパートからフルタイムまですべての求職者に対し、職業紹介・斡旋を実施した。(来館者数 31,090 名)	B	B	産 業 政策課
No.67 就業援助のための講座 の開催と情報提供	5,6	就業援助のための技術や知識を習得の講座として「女性の再就職チャレンジ・4ヶ月集中講座」「キャリアデザインセミナー」「女性のための「ひとり起業」講座」「自分らしい働き方発見セミナー」を開催し、就職に有益な技術を習得し、また託児を付け、子どもが幼い女性も参加しやすいよう配慮した。 ワークワークほっとタイムサービスで、八王子しごと情報館で仕事探しをする方のお子さんの託児を実施した。(延 69 名)	B	A	男女共同 参画課
		正しい労働契約などの知識の習得や意識の向上のため、就職を側面から支援するセミナーを開催し、就業援助を行った。(105 名参加)	B	B	産 業 政策課
		「パソコンを基礎から始めよう」などを実施し、間接的に支援を行った。	B	B	学 習 支援課
No.68 八王子しごと情報館で の情報の提供	5	求人情報検索機による、パートタイム・フルタイム労働の情報を閲覧し、専門のスタッフが相談に応じ、最適な求人を提案するほか、求人内容の詳細情報の提供、応募状況の確認、求人企業への紹介、求職活動を強力にサポートした。	B	B	産 業 政策課
No.69 高齢女性就業のための シルバー人材センター の活用	5	シルバー人材センター運営助成事業として、シルバー人材センターへの団体活動を推進しながら、高齢者の就業機会の拡充と生きがいの場の拡大に努め会員数も増加した。	B	B	高齢者 支援課
No.70 母子家庭の就労相談	5	8 月から母子自立支援プログラム策定事業を開始し、児童扶養手当受給者の就労支援を行った。 また、ハローワークのマザーズコーナーと緊密に連携を取り合い、離婚前の女性や母子家庭の母の就労支援を行った。	A	A	子育て 支援課

## ②起業援助

事業名	☆ 視 点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.71 女性の起業への援助	5	女性・若者・中高年事業創出支援利子補給金事業として、日本政策金融公庫の貸付制度である「女性、若者/シニア起業家資金」の利用者に対し、支払利子額の補給を行い、女性の起業・社会進出を促進させた。	C	B	産 業 政 策 課

### 自己点検の集計

		(単位：事業)	
	対前年比較 ( )は19年度実績		計画期間内進捗 ( )は19年度実績
進んだ・完了 (A評価)	1 (0)	順調 (A評価)	2 (1)
やや進んだ (B評価)	6 (6)	おおむね順調 (B評価)	6 (6)
あまり進んでいない 前年同様 (C評価)	1 (2)	やや遅れている (C評価)	0 (1)
全く進んでいない (D評価)	0 (0)	遅れている (D評価)	0 (0)
計	8 (8)	計	8 (8)

### 課題の進捗状況

進 捗 度	評 価 の 理 由
A	<p>就業支援のための講座等を開催し、技術の習得を行なったほか、しごと情報館では求人情報の提供を行なった。</p> <p>また、ハローワークと連携し母子家庭や離婚前の女性の就労支援を行なったほか母子自立支援プログラム策定事業による児童扶養手当受給者の就労支援も開始するなど、課題の進捗度は相当に達成されている。</p>

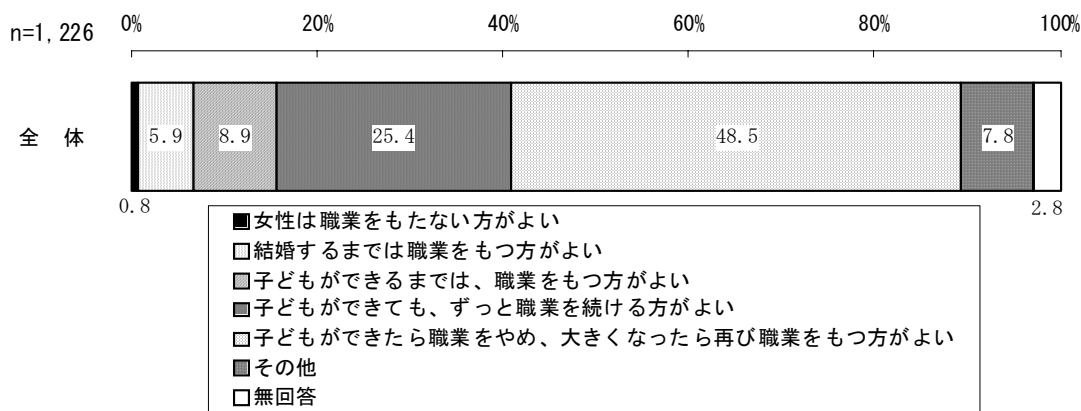
### 今後の課題

多様な働き方の選択ができる女性の就業機会の拡大を促進し、積極的に情報提供の充実を図る必要がある。

## 参 考

\*\*\*\*\*女性が職業をもつことについての考え\*\*\*\*\*

一般的に女性が職業をもつことについてどう思うか聞いたところ、「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」(48.5%)が最も多く、約半数となっている。次いで、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」(25.4%)が続き、「女性は職業をもたない方がよい」(0.8%)、「結婚するまでは職業をもつ方がよい」(5.9%)、「子どもができるまでは、職業をもつ方がよい」(8.9%)はいずれも1割未満である。



平成 19 年度「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」から作成。

\*\*\*\*\*

課題説明

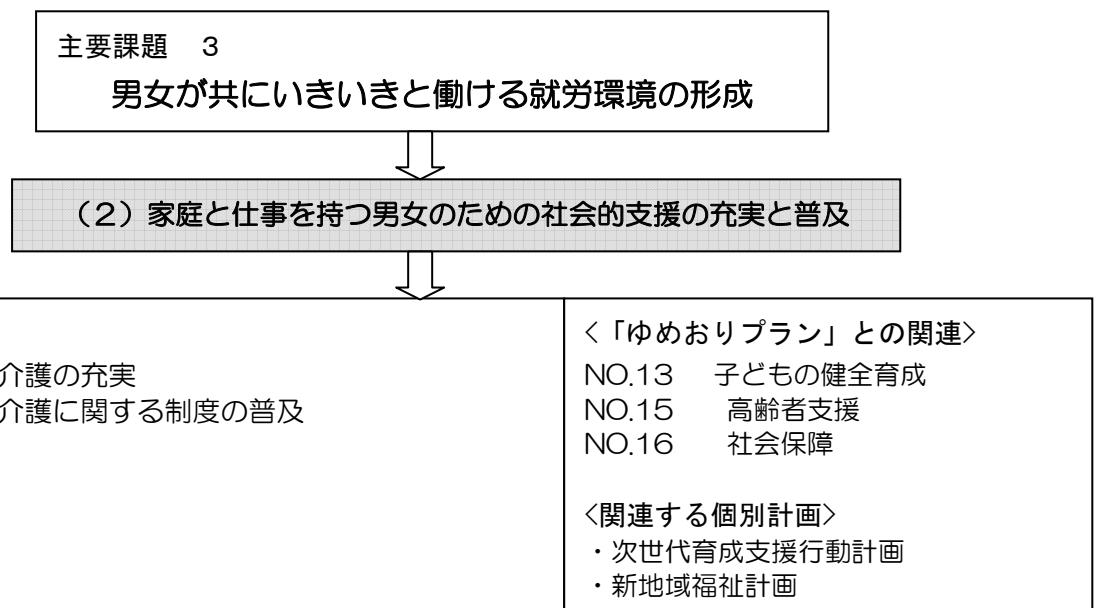
- ◆ 現状
 

自分の能力を発揮して働くという選択をする女性が増えているほか、経済や雇用状況の変化の中、男女が共に家計や経済を支えることが必要な状況にある。

また、男性は長時間労働が続き、育児・介護休暇の取得が進んでいない。
- ◆ 目指す方向
 

男女が、ともに仕事と家庭を両立できるよう、労働形態の多様化による保育ニーズに対応し、育児・介護休業などの制度の普及を図る。

プラン体系



施策の実施状況

☆男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 9 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 10 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 11 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

※ 進捗度の評価基準は 12 ページに説明があります。

①保育・介護の充実

事業名	☆ 視 点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.72 保育所等の受入れ体制 の充実	8	<p>需要の増大が見込まれる地域への民間保育園の新設及び増設などの施設整備を促進し、受入れ体制の充実を図るとともに、都が設置を認証した認証保育所への補助事業及び家庭福祉員への保育の委託事業を実施している。</p> <p>20年度、民間保育園では140名の児童受入れ枠を増やすため新設・増改築工事を各1園で実施した。認証保育所では30名の児童受入れ枠を増やすため新設改修工事を1園で実施した。</p>	B	B	子育て 支援課
No.73 延長保育、一時保育、 病後児保育の充実	8	<p>認可保育園で通常の11時間開所を更に延長して保育を実施。</p> <p>また、就労、入院等の保護者の一時的な事由で保育を必要とする子どもを保育する一時保育を実施。</p> <p>病後児保育は、病気の回復期にあるが、まだ、保育所等で受け入れできない小学校2年までの子どもを預かるもの。</p> <p>延長保育を新たに1園で実施した。</p>	B	A	子育て 支援課
No.74 ファミリーサポートセ ンターの充実	8	<p>通常の保育サービスでは対応することができない時間帯や、突発的なニーズに対し、地域において育児を相互的に援助する、仕事と育児の両立支援活動を実施した。(活動数7,870件)</p>	B	B	子育て 支援課
No.75 ショートステイ、トワ イライトステイの充実	8	<p>ショートステイ事業として、保護者の疾病その他の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、市内施設及び「市内養育協力家庭」で短期的に養育することで子育て家庭を支援する。</p> <p>トワイライトステイ事業として、保護者の帰宅が仕事その他の理由により、夜間にわたるため、児童の生活に支障が生じている場合に、当該児童を市内施設に通所させ養育することで子育て家庭の負担を軽減した。</p>	C	A	子 ども 家庭支援 センター
No.76 学童保育所の充実	8	<p>就労などの家庭の都合により、学校の放課後帰宅しても適切な保護が受けられない(保育に欠ける)児童を対象に学童保育を行うものである。</p> <p>平成13年度より「一小学校区一学童保育所」の整備を進め、18年度中に整備を完了している。また、民設民営の自主学童クラブの公設化を順次進めている。</p>	A	A	児 童 青少年課

No.77 介護サービス相談の充実	8	<p>介護保険サービスなどの利用者及び家族からの不平・不満・苦情申立ての窓口となり、施設職員や行政機関とは一定の距離をおいた立場で、利用者等を直接訪問し相談に応じ、事情聴取や調査を行い不満等の解消を図り、行政等に助言・勧告を行うオンブズマンとは異なる相談事業を実施し、市民の権利・利益等を擁護する。</p> <p>これにより市民の権利・利益等を擁護することが、サービスの質の向上や自立支援の充実につながり、結果として男女を問わず労働分野での従事者の質の向上と意識改革を促進する。 (介護サービス訪問ふれあい員活動状況：2,116件)</p>	B	B	高齢者支援課
----------------------	---	--	---	---	--------

## ②育児・介護に関する制度の普及

事業名	☆ 視 点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.78 育児休業及び介護休業 制度の普及の啓発	8,3	<p>保健センターで母子手帳申請者に配布する「親と子の保健バッグ」に男性の育児休業取得促進パンフレットを継続して同封した。</p> <p>男女共同参画情報紙「ぱれっと」において子育て応援企業の記事を掲載し、新聞折込みによる各戸配布を行った。</p>	B	B	男女共同参画課
		<p>育児休業・介護休業の各種制度の利用を促進するために、知識や情報の提供を行った。</p>	B	B	産業政策課
No.79 介護保険についての知識の普及	8	<p>出前講座「知っていますか？介護保険」の開催や、介護保険パンフレットの作成配付による制度、利用方法の周知を行い情報提供に努めた。</p>	B	B	介護保険課

### 自己点検の集計

	対前年比較 ( )は19年度実績			計画期間内進捗 ( )は19年度実績	
進んだ・完了 (A評価)	1	(2)	順調 (A評価)	3	(3)
やや進んだ (B評価)	7	(6)	おおむね順調 (B評価)	6	(6)
あまり進んでいない 前年同様 (C評価)	1	(1)	やや遅れている (C評価)	0	(0)
全く進んでいない (D評価)	0	(0)	遅れている (D評価)	0	(0)
計	9	(9)	計	9	(9)

### 課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
A	保育園では延長保育や一時保育の拡充を図り、利便の向上に努めている。 また、介護サービス訪問ふれあい員と介護サービス相談調整委員の事業が着実に進められており、課題の進捗度は相当に達成されている。

### 今後の課題

雇用が悪化する中、保育園・学童保育所での待機児童の解消は喫緊の課題であり、その取り組みは非常に重要である。

また、父親も子育ての責任を果たすために、育児休業を容易に取得するための工夫が必要である。

さらに、介護を要する高齢者等からの相談等は、引き続き積極的に受けていくことが必要である。

課題説明

◆ 現状

パートタイム労働や派遣など、多様な働き方が広がるなか、育児・介護休業などの法律の整備は進んでいるが、女性労働者を取り巻く環境は必ずしも十分ではなく、働きつづけることが依然として困難な状況にある。

◆ 目指す方向

男女が性により差別されることなく働き続けることができるよう、職場の差別的慣行・慣習の是正等の啓発や関係法規・制度の周知の促進を行う。

プラン体系

主要課題 3

男女が共にいきいきと働ける就労環境の形成

(3) 働き続けるための環境の整備

施策

- ① 平等な雇用のための制度普及
- ② 環境の整備

<「ゆめおりプラン」との関連>  
NO.33 体制づくりと人材育成

施策の実施状況

☆男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 9 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 10 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 11 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

※ 進捗度の評価基準は 12 ページに説明があります。

①平等な雇用のための制度普及

事業名	☆ 視 点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.80 労働セミナーなどによる労働関係法規等の周知・啓発	7	労働者・雇用者を対象に、労働者に深く関わってくる労働法について学ぶ講座を開催した。また、ワークライフバランスの重要性についても情報提供を行った。 ・労働セミナー（都共催） 「女性のための労働法のポイント・多様な就業形態での気をつけたいポイント」 ・労働セミナー（都共催） 「女性のキャリア形成 ワークライフバランスのポイント」	B	B	男女共同 参画課
		労働法セミナーや東京都労働相談情報センターと共催で労働法講座を開催した。 (セミナー参加 80名)	B	B	産 業 政策課
No.81 職場におけるセクシュアルハラスメント、差別的慣行防止のための周知・啓発	7,1	労働者・雇用者を対象に、労働者に深く関わってくる労働法について学ぶ講座を開催した。 ・労働セミナー（都共催） 「女性のための労働法のポイント・多様な就業形態での気をつけたいポイント」 ・労働セミナー（都共催） 「女性のキャリア形成 ワークライフバランスのポイント」	B	B	男女共同 参画課
		労政基本事業として、相談窓口を案内するとともに、労働法セミナーや東京都労働相談情報センターと共催した「女性のための労働法セミナー」で男女平等を取り上げ、周知・啓発した。	B	B	産 業 政策課
No.82 母性保護に関する周知・啓発	7,9	労働者・雇用者を対象に、労働者に深く関わってくる労働法について学ぶ講座を開催した。 ・労働セミナー（都共催） 「女性のための労働法のポイント・多様な就業形態での気をつけたいポイント」 (参加 52名)	B	B	男女共同 参画課
No.83 働きやすい労働環境のための啓発	7	労働者・雇用者を対象に、労働者に深く関わってくる労働法について学ぶ講座を開催した。 ・労働セミナー（都共催） 「女性のための労働法のポイント・多様な就業形態での気をつけたいポイント」 ・労働セミナー（都共催） 「女性のキャリア形成 ワークライフバランスのポイント」	B	B	男女共同 参画課
		労働法セミナーをとおして、労働環境確保について啓発を行なった。(セミナー参加 80名)	B	B	産 業 政策課

## ②環境の整備

事業名	☆ 視 点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.84 働く女性のネットワー クづくり支援	4,2, 5	女性が資格取得する際や昇格試験を受験する際の学習スペースの提供と講座「自分らしい“働き方”発見セミナー」開催による交流の場の提供を行ったが、ネットワーク作りまでには至っていない。 (利用18名)	C	C	男女共同 参画課
No.85 男女平等の視点での優 良企業の評価の検討	7	子育て応援企業を認定する際の要件に男女共同参画の視点を入れ、また、契約業者の総合評価の際、男女共同参画の実施状況を評価項目としている。	C	A	男女共同 参画課

### 自己点検の集計

(単位：事業)

	対前年比較 ( )は19年度実績		計画期間内進捗 ( )は19年度実績
進んだ・完了 (A評価)	0 (1)	順調 (A評価)	1 (1)
やや進んだ (B評価)	7 (6)	おおむね順調 (B評価)	7 (6)
あまり進んでいない 前年同様 (C評価)	2 (2)	やや遅れている (C評価)	1 (2)
全く進んでいない (D評価)	0 (0)	遅れている (D評価)	0 (0)
計	9 (9)	計	9 (9)

### 課題の進捗状況

進 捗 度	評 価 の 理 由
B	平等な雇用のための制度普及の周知・啓発のための講座等の事業は着実に実施された。環境の整備では、働く女性のためのネットワークづくりはあまり進んでいないものの課題の進捗度は一定の水準を達成している。

## 今後の課題

市民への周知・啓発の事業は展開されているが、企業等への働きかけについては他の機関との共催や連携が必要である。また、子育てや介護等に協力的な事業者への優遇措置など、その手段については工夫し実施することが必要である。

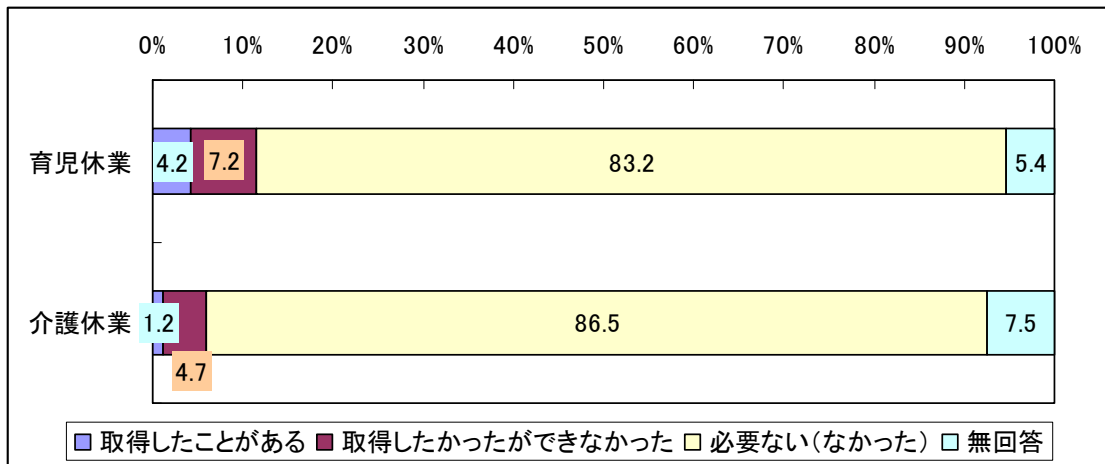
働く女性については、今後さらに、ネットワークづくりを支援していく必要がある。

## 参考

\*\*\*\*\*育児・介護休業の取得\*\*\*\*\*

「常勤の勤め人（管理職）」「常勤の勤め人（非管理職）」「パート・アルバイト・臨時」「派遣社員（人材派遣会社に登録している）」と答えた勤め人 571 人に、育児・介護休業を取得したことがあるか聞いたところ、育児休業を「取得したことがある」人は 4.2%、「取得したかったができなかった」人が 7.2%、「必要ない（なかった）」人が 83.2%となっている。介護休業については、「取得したことがある」人は 1.2%、「取得したかったができなかった」人が 4.7%、「必要ない（なかった）」人が 86.5%である。

（単位：％）



平成 19 年度「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」から作成。

\*\*\*\*\*

## 主要課題4

### 健康で安定した生活基盤の確立

	課題	進捗度	評価の理由
課題 10	生活の安定と自立の 促進	B	<p>ひとり親家庭の相談や支援については、充実したサービス提供が継続されている。</p> <p>また、高齢者への対応については、事業が着実に進められた。</p> <p>さらに、女性福祉の相談は、緊急の保護や自立支援について、関係機関との連携が図られており、課題の進捗度は一定の水準を達成している。</p>
課題 11	介護・育児のための 支援体制の充実	A	<p>子育て支援では、八王子市子ども家庭支援ネットワーク会議で、より関係機関が連携するために「児童虐待防止マニュアル」の見直しを行なうとともに、情報発信・提供の場の充実が行なわれている。</p> <p>また、介護保険サービスは着実に進められており、地域包括支援センターにおいては、各種予防事業が行なわれ、課題の進捗度は相当に達成されている。</p>
課題 12	生涯を通じた健康 づくり	A	<p>男女共同参画センターと保健センターで、女性の健康に関する講座の開催や相談を行なった。</p> <p>また、疾病予防では特定健康審査の受診率向上の取り組みを行い、目標値を達成した結果、実績も増加しており、課題の進捗度は相当に達成されている。</p>

課題説明

◆ 現状

高齢社会の中、高齢単身者の8割が女性である。また、ひとり親家庭も増加しており、経済的に格差が生じがちな女性世帯が自立し、安定した生活ができるような環境づくりが求められている。

◆ 目指す方向

単身高齢者やひとり親家庭が、安心して自立した生活が送れるような支援の推進を行う。

プラン体系

主要課題 4

健康で安定した生活基盤の確立

(1) 生活の安定と自立の促進

施策

- ① 高齢者への支援
- ② ひとり親家庭の生活の安定と自立への支援
- ③ 福祉に関する相談の充実

<「ゆめおりプラン」との関連>

- NO.12 暮らしの相談・支援
- NO.13 子どもの健全育成
- NO.15 高齢者支援
- NO.16 社会保障

<関連する個別計画>

- ・次世代育成支援行動計画
- ・新地域福祉計画

施策の実施状況

☆男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 9 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 10 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 11 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

※ 進捗度の評価基準は 12 ページに説明があります。

## ① 高齢者への支援

事業名	☆ 視点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.86 高齢者世帯の公営住宅 入居の支援と優遇	5	高齢者が住み慣れた地域で安定した生活が送れるよう配慮した高齢者集合住宅を建築し、L S A (通いの生活援助員) またはワーデン (住み込みの生活協力員) を設置することにより、入居者が安心して生活が送れるように日常生活の援助を行う。(設置戸数 161 戸)	C	B	高齢者 支援課
		公営住宅における高齢者等の単身者用の入居枠の確保を図った。 現状、建替計画が進んでいないため入居枠を増やすことは困難であるが、建替え時には入居枠の拡大を図る。	C	C	住 宅 対策課
No.87 高齢者世帯への住宅の 確保支援	5	高齢者が住み慣れた地域で安定した生活を送れるよう住宅についての情報提供を行った。平成 20 年度から、高齢者に対し住居賃貸代行保証料補助事業を開始し、住居確保の支援を行った。	B	B	高齢者 支援課
No.88 生活の自立支援のための 学習の場の提供	5	高齢男性を対象とした生活の自立支援のための料理講座及び介護の講座を開催した。 ・シルバーエイジを迎える男性の料理講座「男の腕まくり」2 回 ・男性のための介護の基本講座 1 回 また、講座終了後有志により、自主グループの活動が行われている。	B	B	男女共同 参画課
		地域包括支援センターで、家族介護者教室、転倒予防教室、認知症予防教室を開催し、意識作りを進めると共に知識や技術の向上を図った。 (開催回数 381 回、参加人員 6,727 名)	B	B	高齢者 支援課
		「男の料理教室」「DIY 講座」で生活面を、また「パソコン入門」「ブログ講座」で情報に触れる機会を多くすると共に、「健脚体操」「お金のかからない健康増進法」等、高齢者の方の健康維持を図った。	B	B	学 習 支援課

## ② ひとり親家庭の生活の安定と自立への支援

事業名	☆ 視点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.89 児童育成手当の支給	5	18 歳年度末までの児童を養育するひとり親家庭に対し手当を支給し、経済的な自立支援を図り家庭生活の安定と児童の健全育成に寄与した。(児童 1 人当たり月額 13,500 円) 受給者数父子世帯 338 人、母子世帯 5,367 人。	B	B	子育て 支援課

No.90 ひとり親家庭等への医療費の助成	5	健康保険による診療を受けた際、医療機関の窓口で支払うべき自己負担分（一部負担金を除く）を助成し、経済的な自立支援を行いひとり親家庭の福祉の増進を図った。 助成人数 10,218 人。	B	B	子育て支援課
No.91 ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣	5	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対し、一定期間ホームヘルパーを派遣し、児童の日常生活の世話等必要なサービスを提供した。 実派遣数 48 世帯。	B	B	子育て支援課
No.92 母子生活支援施設での自立支援の充実	5	監護する児童の福祉に欠ける場合に、母子ともに施設に保護し、その生活を支援し自立の促進を図った。また、配偶者等の暴力からの避難や居所の確保が必要となる母子に対する支援も行った。	B	B	子育て支援課
No.93 母子・女性福祉資金の貸付による経済的自立の促進	5	児童の修学資金等、母子家庭等が経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金の貸し付けを行い、経済的な自立の支援を行った。 貸付件数 203 件。	B	B	子育て支援課
No.94 母子世帯の公営住宅入居の優遇	5	公営住宅の募集において、ひとり親世帯の優遇抽せんを行った。応募者市営住宅 152 名。	C	B	住宅対策課
No.95 技能習得などによる経済的自立の促進	5	女性の再就職を目的とし、パソコン技術の習得を主とした講座のほか、金銭面・法制度面・メンタル面からシングルマザーをサポートする「シングルマザー応援講座」を開催した。	A	A	男女共同参画課
		ひとり親家庭の保護者を対象に「ひとり親家庭パソコン講習会」を開催し、技能習得の機会を提供し、就業・就労を支援した。 また、就業に結びつきやすい資格取得中の生活費の支給や、各種講座等の受講料の一部を助成する「母子家庭自立支援給付金事業」を実施し、就労による自立支援を図った。	A	A	子育て支援課
		ひとり親家庭対象の講座ではないが、市民対象にパソコン講座を開催し、自立の一助としている。 また、家庭教育学級で、こどもを育てるという立場で、一人親家庭の問題についても触れた。	B	B	学習支援課

### ③ 福祉に関する相談の充実

事業名	☆視点	20年度事業実績	対前年進捗度	計画期間進捗度	所管課
No.96 ひとり親家庭の相談の充実	5	ひとり親家庭の抱えるさまざまな問題に対し、個々の事情に応じた助言や情報提供、また、他の機関と連携することで問題解決の支援を行った。（延件数 3,405 件）	A	A	子育て支援課

No.97 女性福祉相談の充実	5	東京都女性相談センターと緊密な連携を取りながら、緊急の保護や自立の援助が必要な女性のための相談を行った。相談実人員 1,930 名。	B	B	生活福祉課
No.98 高齢者相談の充実	5	《相談業務》介護保険をはじめ、高齢者の一般福祉施策に対する申請・相談窓口を一体的に行うことにより、従来の縦割り行政から脱却し、市民の利便と効率をはかり、更に、保健・福祉の専門的な知識を有する職員を配置することにより、市民から信頼される高齢者窓口としての充実を図る。(相談件数 27,238 件) 《地域包括支援センター運営事業》市内 12ヶ所の地域包括支援センターにおいて、相談しやすい環境作りを行い、高齢者に関する相談に対応した。 (相談件数 18,559 件)	B	B	高齢者支援課
		高齢者世帯が抱える生活、身の上などの各種の悩み事に対する相談を行った。 (生活相談 15 件)	B	B	大横福祉センター
		市民の日常生活全般にわたる不安、悩み、制度の利用等に対する相談を実施した。 (相談件数 158 件)	B	B	東浅川保健福祉センター
		高齢者の健康を含めた日常生活全般にわたる不安、悩みや高齢者を対象とする制度の活用等の相談を実施。 (相談件数 209 件)	A	B	南大沢保健福祉センター
No.99 介護相談の充実	5	《相談業務》介護保険をはじめ、高齢者の一般福祉施策に対する申請・相談窓口を一体的に行うことにより、従来の縦割り行政から脱却し、市民の利便と効率をはかり、更に、保健・福祉の専門的な知識を有する職員を配置することにより、市民から信頼される高齢者窓口としての充実を図る。(相談件数 27,238 件) 《地域包括支援センター運営事業》市内 12ヶ所の地域包括支援センターにおいて、相談しやすい環境作りを行い、高齢者に関する相談に対応した。 (相談件数 18,559 件)	B	B	高齢者支援課

## 自己点検の集計

(単位:事業)

	対前年比較 ( )は19年度実績		計画期間内進捗 ( )は19年度実績
進んだ・完了(A評価)	4 (4)	順調(A評価)	3 (3)
やや進んだ(B評価)	15 (17)	おおむね順調(B評価)	18 (20)
あまり進んでいない 前年同様(C評価)	3 (3)	やや遅れている(C評価)	1 (1)
全く進んでいない(D評価)	0 (0)	遅れている(D評価)	0 (0)
計	22 (24)	計	22 (24)

## 課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	<p>ひとり親家庭の相談や支援については、充実したサービス提供が継続されている。</p> <p>また、高齢者への対応については、事業が着実に行なわれた。</p> <p>さらに、女性福祉の相談は、緊急の保護や自立支援について、関係機関との連携が図られており、課題の進捗度は一定の水準を達成している。</p>

## 今後の課題

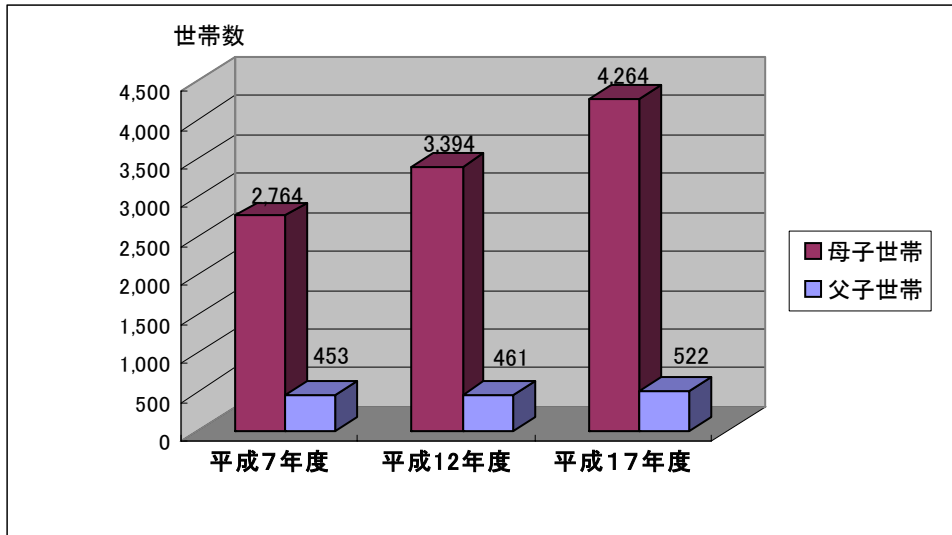
高齢者が住み慣れた地域で安定した生活が送れるよう、福祉・介護サービス事業のほか、地域での様々な支援の取り組みなど工夫が必要である。また、高齢者相談については、多様な相談にきめ細やかな対応ができるよう、介護保険事業等での取り組みや関係各機関との連携・協力が必要である。

女性福祉相談については、相談者が将来的に自立するための体制づくりが不可欠である。

参 考

\*\*\*\*\*ひとり親家庭の推移\*\*\*\*\*

本市では、平成7年度以降、母子世帯も父子世帯も増加の傾向にある。



\*母子世帯：母子世帯は、女親と子ども（0～18歳）からなる世帯

\*父子世帯：父子世帯は、男親と子ども（0～18歳）からなる世帯

資料出所 「国勢調査」より作成

\*\*\*\*\*

課題説明

◆ 現状

女性の社会参加が進んでいるなか、依然として高齢者などの介護の多くを女性が担っているほか、核家族化や長時間労働により、母親が子育てを一人で背負っている状況にある。

◆ 目指す方向

男女がともに育児や介護を担い、社会全体で支援していくために、体制の整備や支援内容の充実を図る。

プラン体系

主要課題 4

健康で安定した生活基盤の確立

(2) 介護・育児のための支援体制の充実

施策

- ① 介護支援のための体制の整備
- ② 介護サービス等の充実
- ③ 子育て支援体制の充実

<「ゆめおりプラン」との関連>

- NO.13 子どもの健全育成
- NO.15 高齢者支援
- NO.16 社会保障

<関連する個別計画>

- ・次世代育成支援行動計画
- ・新地域福祉計画

施策の実施状況

☆男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 9 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 10 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 11 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

※ 進捗度の評価基準は 12 ページに説明があります。

### ① 介護支援体制の充実

事業名	☆ 視点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.100 介護保険制度についての周知	11, 3	出前講座「知っていますか？介護保険」の開催や、介護保険パンフレットの配付により、制度、利用方法を周知した。 出前講座等5回実施し、制度改正の周知を図った。参加者数96名。 制度改正に対応したパンフレットを作成し、積極的な周知を行った。	B	B	介護 保険課
No.101 在宅介護支援体制の充実	11, 3	地域包括支援センターにおいて、家族介護者教室、転倒予防教室、認知症予防教室を開催し、意識作りを進めると共に知識や技術の向上を図った。	B	B	高齢者 支援課
No.102 性別によらない介護の意識づくりと情報の提供	11, 3	性別にとらわれることなく地域や家族で行う介護の方法について考える「男性のための介護の基本講座」を開催し、意識啓発を図った。	B	B	男女共同 参画課
		市内12ヶ所に設置した地域包括支援センターにおいて、高齢者に関する相談に対応する。相談事業以外にも予防教室等を開催した。	B	B	高齢者 支援課

### ② 介護サービス等の充実

事業名	☆ 視点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.103 ショートステイ、緊急一時保護の実施	11	介護保険が認定されていない高齢者を市内の老人ホームに一時入所し、体調調整・生活習慣の指導・家族の慰労等を行った。4施設で実施。利用者負担は1日2,080円。(生活保護者に対する減免あり) また、緊急一時保護は、虐待、災害等により行き先のない高齢者等を一時的に保護する。(11名、408日)	B	B	高齢者 支援課
No.104 介護従事者の育成	11	介護サービス従事者(介護支援専門員、訪問介護員、その他施設職員)等を対象に資質向上を目的とした研修会を実施した。 (実施回数16回、参加者数1,696人)	B	B	介護 保険課
No.105 介護保険対象外のサービスの充実	11	日常生活の動作に困難がある65歳以上の高齢者で、その者の居住する住宅の改修費用を給付し、在宅生活の質を確保した。 予防給付0件、浴槽改修66件、流し・洗面台の交換5件、便器の交換9件。	B	B	高齢者 支援課

No.106 介護予防、自立支援のための機能訓練等の実施	11	地域包括支援センターにおいて、家族介護者教室、転倒予防教室、認知症予防教室を開催し、意識作りを進めると共に知識や技術の向上を図った。 (381回、6,727名)	B	B	高齢者支援課
		八王子市心身障害者福祉センターにて機能回復訓練を実施。身体障害者の四肢体幹機能の回復と残存する機能の維持を、理学療法士が専門的に指導訓練した。	B	B	障害者福祉課
		積極的に体を動かすことで、自立した心身が維持できるように介護予防教室を実施した。また、教室終了後の自主訓練グループの支援を行った。	B	B	大横福祉センター
		高齢者が、できる限り要介護状態に陥ることなく健康で生きいきとした生活が送れるように、運動器の機能向上や閉じこもり予防等の介護予防教室を実施した。また、教室終了後継続して活動できるよう、自主化したグループの支援を行った。	B	B	東 浅川保健福祉センター
		介護予防普及啓発事業として 65 歳以上の一般高齢者を対象に、各種運動教室・介護予防講座・体力測定教室・介護予防活動支援などを実施した。(223回 3,435件)	B	B	南 大 沢保健福祉センター

### ③ 子育て支援体制の充実

事業名	☆視点	20年度事業実績	対前年進捗度	計画期間進捗度	所管課
No.107 子ども家庭支援センターを核とした地域子育て支援・相談体制の整備	11	子ども家庭支援センターと5館の地域子ども家庭支援センターにおいて、子どもと家庭に関するあらゆる相談に対応するとともに親子で安心して過ごせる広場を提供。地域の情報収集・発信など子育て中の家庭を支援している。さらに、親子つどいのひろばを開設し、間口を拡大した。	B	A	子ども家庭支援センター
No.108 一時保育の充実	11	就労、入院等の保護者の一時的な事由で保育を必要とする子どもを保育する、一時保育を新たに2園で実施するとともに、出産、病気等の理由でより緊急に保育を必要とする児童に対し、緊急保育事業を公立保育園3園で開始した。	B	B	子育て支援課
No.109 児童虐待防止のための体制整備	11	八王子市の子どもと家庭に関わる機関の連携を目指し「八王子市子ども家庭支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)」を組織し、その中で、平成20年度は「児童虐待防止」についてより連携した支援を行うため、関係機関向け冊子「児童虐待防止対応マニュアル」を改訂した。 また、その過程で各機関との連携強化も図った。	B	A	子ども家庭支援センター

## 自己点検の集計

(単位:事業)

	対前年比較 ( )は19年度実績		計画期間内進捗 ( )は19年度実績
進んだ・完了(A評価)	0 (3)	順調(A評価)	2 (2)
やや進んだ(B評価)	15 (11)	おおむね順調(B評価)	13 (14)
あまり進んでいない 前年同様(C評価)	0 (2)	やや遅れている(C評価)	0 (0)
全く進んでいない(D評価)	0 (0)	遅れている(D評価)	0 (0)
計	15 (16)	計	15 (16)

## 課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
A	<p>子育て支援では、八王子市子ども家庭支援ネットワーク会議で、より関係機関が連携するために「児童虐待防止マニュアル」の見直しを行なうとともに、情報発信・提供の場の充実が行なわれている。</p> <p>また、介護保険サービスは着実に進められており、地域包括支援センターにおいては、各種予防事業が行なわれ、課題の進捗度は相当に達成されている。</p>

## 今後の課題

介護保険制度については、市民への周知は進んできているが、さらに積極的に周知・情報提供をおこない介護保険制度の理解促進を目指す必要がある。

子育てを支えることは今後も重要であり、児童虐待防止については、リーフレット・事例集等を活用し、関連機関との連携と市民啓発の両面から体制を充実することが必要である。

課題説明

- ◆ 現状  
女性は、妊娠・出産に関わる特有の機能が備わっており、身体機能に応じた健康管理が必要であるが、定期的な健康診断を受ける機会が少ない。
- ◆ 目指す方向  
思春期・更年期など女性の一生を通して、心身ともに健康な生活が送れるよう、相談や啓発による支援の充実を図る。

プラン体系

主要課題 4

健康で安定した生活基盤の確立

(3) 生涯を通じた健康づくり

施策

- ① 妊娠・出産、性に関わる健康に関する啓発と相談
- ② 疾病予防と健康づくりの充実

＜「ゆめおりプラン」との関連＞

- NO.12 暮らしの相談・応援
- NO.17 健康の維持・増進

施策の実施状況

☆男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 9 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 10 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 11 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

※ 進捗度の評価基準は 12 ページに説明があります。

### ① 妊娠・出産、性に関わる健康に関する啓発と相談

事業名	☆ 視 点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.110 性に関わる健康に関する情報提供と意識啓発	9	生涯を通じ、女性の性に関わる健康について知り、考えるための講座「思春期子育て講座～思春期の子どもと向き合う～」 「女性のための護身プログラム～自分の内なる強さに気づくワークショップ」 「40歳からのフレッシュアップ講座～心もからだも健康美人に～」を開催し、女性の視点にたった健康について身体的・精神的の両面から考える機会を提供した。	A	A	男女共同 参画課
No.111 母子の保健に関する情報提供と相談の実施	9	月1回実施している「女性のための保健相談」では、妊娠・出産・更年期などの女性特有の不安に対する相談を受けている。	C	B	男女共同 参画課
		妊娠届時に「親と子の保健バッグ」の配布や各種健康診査、健康教育、相談、家庭訪問等を通じて母性に関する相談や知識の普及啓発、情報提供を行った。 また、出産早期より必要なケースへの情報提供が出来るよう、出産後の母子の把握に努め、継続した支援を行っている。	B	B	保健 センター
No.112 女性のライフサイクルに応じた健康相談	9	「女性のための健康相談」を男女共同参画センターと共催し毎月1回実施するなど、関係機関とも連携を図り必要な相談に対応した。	B	B	保健 センター
No.113 母親学級等の充実	9	「マタニティクラス」(母親学級)及び「パパママクラス」(両親学級)で妊婦やその家族(父親等)を対象に妊娠、出産の経過、産後の体の変化及び家族計画に関する知識の普及や支援を行った。 また、関係機関と連携し、妊婦、産婦等を対象とした講座を実施した。	B	B	保健 センター

### ② 疾病予防と健康づくりの充実

事業名	☆ 視 点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.114 基本健康診査及びがん検診の充実	9	健康増進法に基づき生活習慣病を予防する一つとして、疾病を早期に発見し治療に結びつけるための各種検診(肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮がん検診等)を実施し市民の健康保持増進を図った。 基本健康診査は、20年度から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査に変わり、検診結果により、メタボリックシンドロームの該当者、予備群に特定保健指導を行った。 各種検診(健診)の延べ受診者数は、194,851名で、女性特有のがん(乳がん・子宮がん)検診を行ったほか、この女性のみ対象の検診を除	A	A	地域医療 推進課

		いた男性と女性の受診者数は、圧倒的に女性が男性を上回り、女性受診者数は前年度と比較して20,836名増加した。			
No.115 健康教育、健康相談の充実	9	女性が、自分自身の健康に関心を深めるよう生活習慣病、骨粗しょう症、乳がん、ストレスコントロールなどの健康教育、相談を実施するとともに、講座内容の充実を図った。(講座 29回開催)	B	B	保健センター
No.116 心の相談の充実	9	カウンセラーが、電話・面談により様々な心の悩みを抱えている人の相談に週3回応じている。(平成20年度 911名)	B	B	暮らしの安全安心課

### 自己点検の集計

(単位：事業)

	対前年比較 ( )は19年度実績			計画期間内進捗 ( )は19年度実績	
進んだ・完了 (A評価)	2	(1)	順調 (A評価)	2	(1)
やや進んだ (B評価)	5	(6)	おおむね順調 (B評価)	6	(7)
あまり進んでいない 前年同様 (C評価)	1	(1)	やや遅れている (C評価)	0	(0)
全く進んでいない (D評価)	0	(0)	遅れている (D評価)	0	(0)
計	8	(8)	計	8	(8)

### 課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
A	男女共同参画センターと保健センターで、女性の健康に関する講座の開催や相談を行なった。 また、疾病予防では特定健康審査の受診率向上の取り組みを行い、目標値を達成した結果、実績も増加しており、課題の進捗度は相当に達成されている。

### 今後の課題

保健事業に男女共同参画の視点を取り込む機会が必要であり、特に両親学級など、男性参加者がいる事業を重点的に啓発の機会ととらえることが求められる。また、年代別の健康支援や性差医療の導入など、女性のための生涯を通じた健康づくりに、積極的に取り組む必要がある。

## 主要課題5

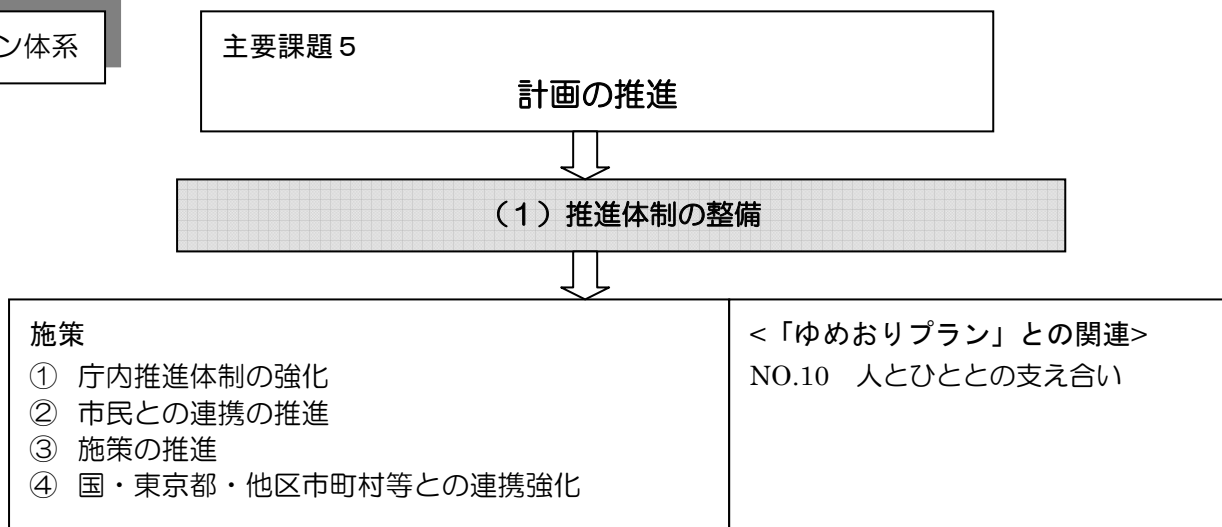
### 計画の推進

	課題	進捗度	評価の理由
課題 13	推進体制の整備	A	施策推進のために計画の進行管理を行い、取り組みが継続して展開されている。 また、新たな取り組みとして男女共同参画の視点を持って活動する団体を支援するために、男女共同参画課において登録団体制度を開始するとともに、市民の意見を反映した男女が共に生きるまち八王子プラン（第2次）を策定しており、課題の進捗度は相当に達成されている。

課題説明

- ◆ 現状  
男女共同参画センターを開設し、男女共同参画施策の推進拠点ができた。  
また、「男女がともに生きるまち八王子」を改定し、庁内への推進を図っている。
- ◆ 目指す方向  
施策推進のため、庁内の連携及びプランの進行管理を進める。さらに、計画を効果的に進めるため、市民との連携や国・東京都・他区市町村との連携の促進を図る。

プラン体系



※ 進捗度の評価基準は 12 ページに説明があります。

① 庁内推進体制の強化

事業名	☆ 視点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進 捗度	所管課
No.117 男女が共に生きるまち 八王子プラン推進会議 の運営	-	<p>庁内での男女共同参画の推進をより効率的に進めるために、推進会議を廃止し、政策運営会議での報告事項に改めている。 なお、推進会議幹事会の廃止に伴い、担当課長連絡会を設置し、「男女が共に生きるまち八王子プラン」の平成 19 年度進捗状況の自己点検を依頼し、事業評価を行った。</p>	B	A	男女共同 参画課

No.118 男女が共に生きるまち八王子プランの進行管理の強化	-	各事業所管課が「男女が共に生きるまち八王子プラン」の進捗状況を自己点検し、事業評価を行った。また、男女共同参画施策推進委員会による第三者評価では、計画改定時（16年度）と比べた進捗状況を勘案し評価を行った。	A	A	男女共同参画課
------------------------------------	---	---	---	---	---------

## ② 市民との連携の推進

事業名	☆視点	20年度事業実績	対前年進捗度	計画期間進捗度	所管課
No.119 男女共同参画について活動する団体との連携の促進	-	男女共同参画の視点を持って活動する団体を支援するために、男女共同参画課において登録団体制度を開始した。 登録団体にとっては、男女共同参画センターのフリースペースやロッカーを使用することができ、また、センターからの情報提供を行った。	A	A	男女共同参画課
No.120 男女共同参画センター運営協議会（仮称）の設置	-	男女共同参画施策推進委員会を設置し、八王子市における男女共同参画施策推進について協議するとともに、八王子市男女共同参画センターの事業・運営について市民等の意見を反映させている。 また、20年度は男女が共に生きるまち八王子プラン（第2次）策定に向けての提言を行い、計画策定も行なった。	A	A	男女共同参画課

## ③ 施策の推進

事業名	☆視点	20年度事業実績	対前年進捗度	計画期間進捗度	所管課
No.121 男女平等・男女共同参画についての調査、研究	-	市内在住の20歳以上の方を対象にアンケートによる市民意識・実態調査を行い、市民の男女共同参画に関する意識や実態等を把握・分析し、今後の施策に反映することを目的とした。	A	A	男女共同参画課
No.122 条例の制定についての検討	-	行動計画の策定にともない条例の制定や内容について、他自治体の情報収集を行い検討を行った。	B	C	男女共同参画課

## ④ 国・東京都・他区市町村等との連携強化

事業名	☆視点	20年度事業実績	対前年進捗度	計画期間進捗度	所管課
No.123 国・東京都との連携	-	文部科学省の委託事業「多摩地域再チャレンジ学習支援事業」を受託したエンツリーと共催で「人育てリーダー養成講座」を開催。 東京都労働相談情報センター八王子事務所と共催で労働セミナー「女性のための労働法のポイント・多様な就業形態での気をつけたいポイント」及び「女性のキャリア形成 ワークライフバランスのポイント」を開催。	B	A	男女共同参画課

No.124 区市等関係団体との連携	-	市町村男女平等施策担当者連絡会及び市町村男女平等施策担当課長会に参加し、他自治体職員と男女共同参画施策について情報共有化を行った。	B	B	男女共同参画課
-----------------------	---	---	---	---	---------

### 自己点検の集計

(単位：事業)

	対前年比較 ( )は19年度実績			計画期間内進捗 ( )は19年度実績	
進んだ・完了 (A評価)	4	(3)	順調 (A評価)	6	(4)
やや進んだ (B評価)	4	(4)	おおむね順調 (B評価)	1	(3)
あまり進んでいない 前年同様 (C評価)	0	(1)	やや遅れている (C評価)	1	(1)
全く進んでいない (D評価)	0	(0)	遅れている (D評価)	0	(0)
計	8	(8)	計	8	(8)

### 課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
A	<p>施策推進のために計画の進行管理を行い、取り組みが継続して展開されている。</p> <p>また、新たな取り組みとして男女共同参画の視点を持って活動する団体を支援するために、男女共同参画課において登録団体制度を開始するとともに、市民の意見を反映した男女が共に生きるまち八王子プラン（第2次）を策定しており、課題の進捗度は相当に達成されている。</p>

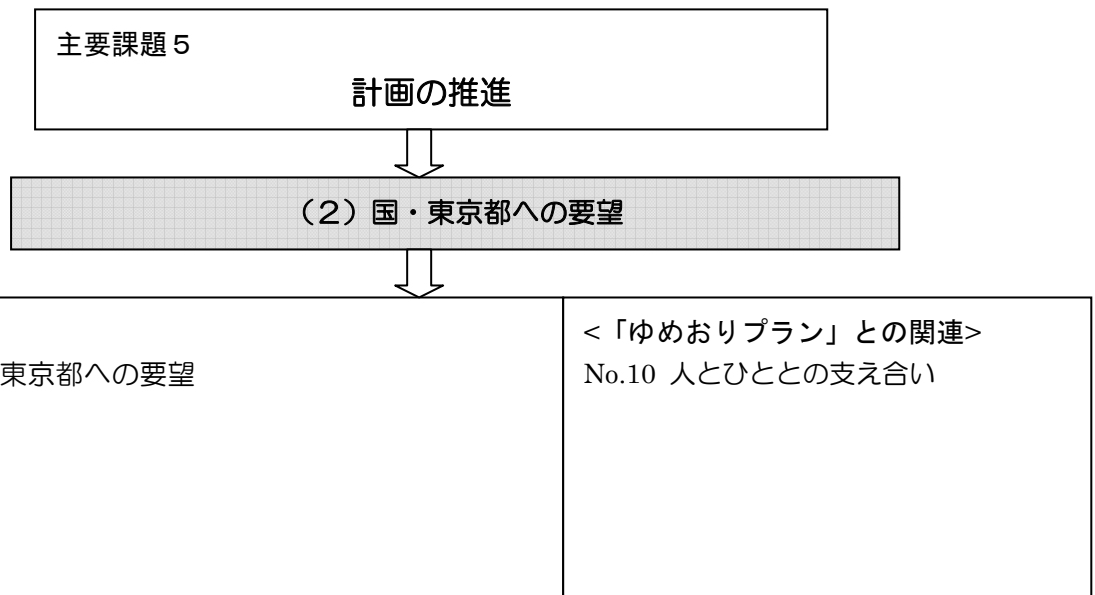
### 今後の課題

男女が共に生きるまち八王子プラン（第2次）で定めた事業を全庁的に実施して行く必要があり、とりわけ男女平等意識の醸成、配偶者等からの暴力防止の推進や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進などの事項について積極的に取り組むことが求められる。

課題説明

- ◆ 現状  
 施策の推進にあたっては、各種の法律や制度などの充実が欠かせない状況にある。
- ◆ 目指す方向  
 広域的に展開したほうが効果的な施策、国や東京都が率先して取り組むべき課題について、要望を行う。

プラン体系



※ 進捗度の評価基準は 12 ページに説明があります。

① 国・東京都への要望

事業名	☆ 視 点	20年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.125 国や東京都への要望	-	平成 20 年度東京都予算編成にあたり、DV における既存民間シェルターへの制度充実と新たにシェルター運営に必要な補助制度創設について要望を行った。	A	B	男女共同 参画課

今後の課題

各区市町村と引き続き連携を強め、国や東京都へ施策推進のための要望や制度の確立を求めていくことが必要である。

## 用語の解説

### \* 1 DV(ドメスティック・バイオレンス)

「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されます。身体的なものだけでなく、精神的なものまで含む概念として用いられることもあります。男女共同参画基本計画においては、「夫・パートナーからの暴力」と記述されています。

### \* 2 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。

### \* 3 メディアリテラシー

一部のメディアでは、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられことも少なくないことから、メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいいます。

### \* 4 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の1つとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、これに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

「市町村男女共同参画計画策定の手引き(内閣府男女共同参画局発行)」から抜粋、要約

## 5 資料

### (1) 評価作業の経過

#### ア 自己評価の実施

##### 平成21年4月 第1回 男女共同参画施策推進委員会の開催

プランに掲載されている125の事業について、平成20年度の事業内容、「男女共同参画の視点」から見た進捗状況と今後の課題について、各所管課は点検を行います。

進捗状況については、前年度と比較して、「進んだ→A」「やや進んだ→B」「あまり進んでいない→C」「進んでいない→D」、16年度以降の進捗度を「順調→A」「おおむね順調→B」「やや遅れている→C」「遅れている→D」の4段階で評価します。(12ページ参照)

また、ヒアリングをする所管課の選定を行ないました。

##### 平成21年5月 各所管課へ自己点検票による進捗度の照会

##### 6月 自己点検票の集約

#### イ 男女共同参画施策推進委員会によるヒアリング

##### 7月 第2回 男女共同参画施策推進委員会の開催

第2回の男女共同参画施策推進委員会で、産業政策課、生活福祉課、子育て支援課、子ども家庭支援センター、男女共同参画課からそれぞれの担当事業について事業内容、評価の理由などの聞き取りを行い、内容の確認や問題点の整理などを行いました。

#### ウ 各所管課へのヒアリング

##### 8月 各所管課へのヒアリング

男女共同参画課が、計画期間の自己評価結果がCもしくは評価を下げた所管課へ出向き、事業内容、評価の理由などについて聞き取りを行い、自己評価の内容の確認や問題点の整理などを行いました。

## エ 男女共同参画施策推進委員会による第三者評価の実施

### 10月 第3回 男女共同参画施策推進委員会の開催

自己点検票をまとめた「個別事業評価」をもとに、男女共同参画施策推進委員会で、第三者評価について検討を行いました。

## オ 評価報告書の作成

### 12月 評価報告書の作成

男女共同参画施策推進委員会による評価（外部評価）のまとめを行いました。個別事業評価(自己評価)とあわせて、平成20年度の男女共同参画施策の進捗状況について、庁内外から点検した評価報告書を作成しました。

## カ 政策運営会議への報告

庁議である政策運営会議へ事業進捗状況の報告を行い、プランの着実な推進に努めます。

## キ 評価報告書の公表

### 1月

評価報告書を、市内図書館などに配置し閲覧に供するとともに、市ホームページにも公開し、市民へ公表し男女共同参画施策の推進についての意見を募ります。

(2) 八王子市男女共同参画施策推進委員会等委員名簿・開催経過

ア 八王子市男女共同参画施策推進委員会委員名簿

	氏名	所属団体・機関等	選出区分	備考
1	ヒロオカ モリホ 広岡 守穂	中央大学教授	学識経験者	会長
2	トキヒサ 時久 いずみ	アジレント・テクノロジー(株)	事業者を代表する者	副会長
3	イマイズミ ミツマサ 今泉 満政 ヤマモト トク タロウ 山本 徳太郎	八王子市町会自治会連合会	地域を代表する者	今泉氏 H21.6.15から 山本氏 H21.6.14まで
4	ゴトウ ケンイチ 後藤 賢一	東京都労働相談情報センター 八王子事務所 所長	労政を代表する者	
5	サイノウ シンゴ 齋藤 義子	市民	男女共同参画セン ター運営懇談会を構 成する委員	
6	ナカガワ ミドリ 中川 緑	市民	公募市民	
7	ノザキ カズコ 野崎 和子	市民	男女共同参画セン ター運営懇談会を構 成する委員	
8	マスモト クニオ 増本 邦男	市民	公募市民	
9	ヤマキタ サナエ 山北 早苗	八王子市民生児童委員	地域を代表する者	
10	ヤマザキ トミコ 山崎 富子	八王子市公立小学校長会 (片倉台小学校校長)	教育を代表する者	

イ 八王子市男女共同参画施策推進委員会平成21年度開催経過

第 1 回	
日時	平成21年4月23日(木) 午後6時30分～8時30分
場所	男女共同参画センター
議題	(1)「男女が共に生きるまち八王子プラン」の進行管理について ① 評価スケジュールについて ② 所管課ヒアリングの内容について ③ ヒアリングの実施先について (2) 平成21年度男女共同参画費の予算概要について (3) その他

第 2 回	
日時	平成21年7月27日(月) 午後6時00分～8時00分
場所	男女共同参画センター
議題	(1)「男女が共に生きるまち八王子プラン」のヒアリングについて ① 産業政策課 ② 生活福祉課 ③ 子育て支援課 ④ 子ども家庭支援センター ⑤ 男女共同参画課 (2) その他

第 3 回	
日時	平成21年10月20日(火) 午後6時00分～8時00分
場所	男女共同参画センター
議題	(1) 男女が共に生きるまち八王子プラン」平成20年度評価報告書について ① 各課題別の評価について ② 総合評価について (2) 男女が共に生きるまち八王子プラン(第2次)の進行管理にともなう指標等について (3) 平成20年度男女共同参画センター決算について (4) その他

第 4 回	
日時	平成21年11月30日(水) 午後6時00分~8時00分
場所	男女共同参画センター
議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 男女が共に生きるまち八王子プラン」平成20年度評価報告書について</li> <li>(2) 男女が共に生きるまち八王子プラン(第2次)の進行管理について</li> <li>(3) その他</li> </ul>

### (3) その他資料

#### 八王子市男女共同参画施策推進委員会 設置要綱

##### (設置)

第1条 八王子市における男女共同参画の推進について協議するとともに、八王子市男女共同参画センター（以下「センター」という。）の運営に関係機関や市民の意見を反映させるため、八王子市男女共同参画施策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

##### (検討事項)

第2条 市長は、推進委員会に、次に掲げる事項の検討をさせ、検討された結果について報告を受けるものとする。

- (1) 男女が共に生きるまち八王子プランに関し、調査、研究及び提言を行うこと
- (2) 男女が共に生きるまち八王子プランの推進に関し、その進行状況について、
- (3) センターの事業計画に関すること
- (4) センターの運営に関すること
- (5) その他市長が必要と認める事項

##### (組織)

第3条 推進委員会は、別表に掲げる10人以内の委員をもって構成する。

##### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期については前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

##### (会長及び副会長)

第5条 推進委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第6条 推進委員会は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が務める。
- 3 会長は必要に応じて委員以外の者の会議への出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

##### (作業部会)

第7条 施策推進委員会の所掌事項を効率的に検討するため、施策推進委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、部長、副部長及び委員をもって組織し、施策推進委員から選出する。
- 3 作業部会の会議は、部長が招集する。
- 4 部長は、作業部会において検討した事項を施策推進委員会に報告する。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、市民活動推進部男女共同参画課において担当する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表

選出区分	人数
学識経験者	1名以内
労政を代表する者	1名以内
事業者を代表する者	1名以内
地域を代表する者	2名以内
教育を代表する者	1名以内
男女共同参画センター運営懇談会を構成する委員	2名以内
公募市民	2名以内

## 男女が共に生きるまち八王子プラン担当課長連絡会設置規程

### (設置目的)

第1条 男女が共に生きるまち八王子プランに基づき、人がひととして尊重され生きいきと暮らせる男女共同参画社会の形成をめざして、総合的な施策の推進を図る調査研究等を行うため、男女が共に生きるまち八王子プラン担当課長連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 連絡会は次に掲げる事項について調査研究等を行う。

- (1) 男女が共に生きるまち八王子プランの推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

### (組織)

第3条 連絡会の構成は別表に掲げる職員を委員とし、必要に応じて変更することができる。

- 2 連絡会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、市民活動推進部男女共同参画課長とし、副委員長は委員長が指名する。
- 4 委員長は連絡会の責任者とし、副委員長は委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときはその職を代理する。

### (会議)

第4条 連絡会は委員長が召集する。

2 委員長は必要に応じて、委員以外の関係職員を連絡会に出席させることができる。

### (実務担当者会)

第5条 連絡会に実務担当者会を置くことができる。

- 2 実務担当者会は、委員長から付託された事項について調査、検討等をする。
- 3 実務担当者会は、各委員の所属職員から委員が指定する者をもって構成する。
- 4 実務担当者会は、委員長が招集し、これを主宰する。

### (庶務)

第6条 連絡会の庶務は、市民活動推進部男女共同参画課において担当する。

### (補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は委員長が別に定める。

### 附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

別 表

市民活動推進部	協働推進課長 学園都市文化課長 国際交流課長 男女共同参画課長
総務部	総務課長 職員課長 主幹（人材育成担当）
生活安全部	暮らしの安全安心課長
市民部	市民課長
健康福祉部	健康福祉総務課長 高齢者支援課長 主幹（介護予防・地域包括担当） 介護保険課長 障害者福祉課長 生活福祉課長 主幹（健診・保健指導担当） 国民健康保険年金課 保健対策課 保健センター所長 大横福祉センター館長 東浅川保健福祉センター館長 南大沢保健福祉センター館長
こども家庭部	子育て支援課長 児童青少年課長 子ども家庭支援センター館長 こども家庭部主幹（次世代育成支援・こども福祉担当）
産業振興部	産業政策課長
まちなみ整備部	住宅対策課長
議会事務局	庶務調査課長
学校教育部	学事課長 指導室指導主事（男女共同参画担当者）
生涯学習スポーツ部	生涯学習総務課長 学習支援課長 主幹（図書館担当）